

# 松山市の現況 2024

JA MATSUYAMASHI DISCLOSURE

## 目 次

ごあいさつ	1
1. 経営方針	2
2. 経営管理体制	3
3. 事業の概況（2023年度）	4
4. 地域貢献情報	6
5. リスク管理の状況	8
6. 自己資本の状況	15
7. 主な事業の内容	16
<b>【経営資料】</b>	
I 決算の状況	
1. 貸借対照表	24
2. 損益計算書	26
3. 注記表	29
4. 剰余金処分計算書	59
5. 部門別損益計算書	60
6. 会計監査人の監査	62
II 損益の状況	
1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	63
2. 利益総括表	63
3. 資金運用収支の内訳	64
4. 受取・支払利息の増減額	64
III 事業の概況	
1. 信用事業	65
（1）貯金に関する指標	
① 科目別貯金平均残高	
② 定期貯金残高	
（2）貸出金等に関する指標	
① 科目別貸出金平均残高	
② 貸出金の金利条件別内訳残高	
③ 貸出金の担保別内訳残高	
④ 債務保証見返額の担保別内訳残高	
⑤ 貸出金の用途別内訳残高	
⑥ 貸出金の業種別残高	
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	
⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に 基づく債権の保全状況	
⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況	
⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	
⑪ 貸出金償却の額	
（3）内国為替取扱実績	
（4）有価証券に関する指標	
① 種類別有価証券平均残高	
② 商品有価証券種類別平均残高	
③ 有価証券残存期間別残高	

(5) 有価証券等の時価情報等	
① 有価証券の時価情報	
② 金銭の信託の時価情報	
③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連 店頭デリバティブ取引	
2. 共済取扱実績	7 4
(1) 長期共済保有高	
(2) 医療系共済の共済金額保有高	
(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高	
(4) 年金共済の年金保有高	
(5) 短期共済新契約高	
3. 農業・生活その他事業取扱実績	7 6
(1) 購買品（生産資材）取扱実績	
(2) 受託販売品取扱実績	
(3) 買取販売品取扱実績	
(4) 保管事業取扱実績	
(5) 加工事業取扱実績	
(6) 農業経営事業取扱実績	
4. 購買品（生活資材）取扱実績	7 7
5. その他事業収支	7 7
6. 指導事業	7 8
IV 経営諸指標	
1. 利益率	7 9
2. 貯貸率・貯証率	7 9
V 自己資本の充実の状況	
1. 自己資本の構成に関する事項	8 0
2. 自己資本の充実度に関する事項	8 2
3. 信用リスクに関する事項	8 5
4. 信用リスク削減手法に関する事項	8 9
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	9 0
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	9 0
7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	9 1
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	9 2
9. 金利リスクに関する事項	9 2
VI 連結情報	
1. グループの概況	9 6
(1) グループの事業系統図	
(2) 子会社等の状況	
(3) 連結事業概況（2023 年度）	
(4) 最近 5 年間の連結事業年度の主要な経営指標	
(5) 連結貸借対照表	
(6) 連結損益計算書	
(7) 連結注記表	
(8) 連結剰余金計算書	
(9) 農協法に基づく開示債権	
(10) 連結事業年度の事業別経常収益等	

2. 連結自己資本の充実の状況	133
(1) 自己資本の構成に関する事項	
(2) 自己資本の充実度に関する事項	
(3) 信用リスクに関する事項	
(4) 信用リスク削減手法に関する事項	
(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	
(6) 証券化エクスポージャーに関する事項	
(7) オペレーショナル・リスクに関する事項	
(8) 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	
(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	
(10) 金利リスクに関する事項	
3. 財務諸表の正確性等にかかる確認	147

#### 【JA松山市の概要】

1. 機構図	148
2. 役員構成（役員一覧）	150
3. 会計監査人の名称	150
4. 組合員数	151
5. 組合員組織の状況	152
6. 特定信用事業代理業者の状況	153
7. 地区一覧	153
8. 沿革・あゆみ	153
9. 店舗等のご案内	154

### 経営理念

地域社会と共生し、信頼と負託にこたえる JA松山市

#### ◇ JA松山市の概要

	2024年3月31日現在
設立	昭和39年9月
本所所在地	松山市三番町
出資金	57億円
総資産	3,920億円
単体自己資本比率	16.04%
組合員数	36,811人 (正8,223人、准28,588人)
役員数	42人
職員数	421人
支所・出張所数	37

(注) 本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

## ごあいさつ

皆様方には、平素より J A 松山市をご利用・お引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。

昭和 39 年 9 月 1 日に松山市内 13 農協が合併し、松山市農業協同組合が誕生して以来、数々の広域合併を経て今日の姿となりました。本年 3 月末現在においては貯金残高 3,642 億円、組合員数は、正組合員 8,223 人、准組合員 28,588 人となりました。

昨年度、当 J A は年間標題を「成長戦略構築の年」とし、地域に必要とされる J A として成長するために、具体的かつ確固たる戦略を立て実行してまいりました。

その結果、経営指標とされる自己資本比率は 16.04% と、J A 国内基準 8% を上回ることができました。これも偏に皆様方の温かいご支援・ご協力の賜物と深く感謝申し上げます。

今年度、当 J A は設立 60 周年の節目を迎え、伝統を守りながら改革を重ね、将来にわたって農業や地域社会に貢献できる組織づくりに取り組みます。

この冊子は、当 J A の業績・経営状況及び活動内容をまとめたものとなっています。ぜひ、ご一読いただき、J A に対するご理解を深めていただくとともに、今後とも一層のご支援とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

2024 年 7 月

松山市農業協同組合

代表理事組合長 阿部 和孝

## 1. 経営方針

### ◇2024年度経済の見通し

国内経済は3年間のコロナ禍を乗り越え、ポストコロナへの社会経済の移行が進展していますが、長期化するウクライナ戦争や円安による原油高、物価高が続く中で、中東地域の紛争激化が更なる上昇要因となり、国民生活に大きな影響を及ぼしています。

また、元日に発生しました能登半島地震では、想像を絶する光景に自然災害の恐ろしさを改めて目の当たりにしました。被災地の復旧や復興には、長い時間と継続的な支援が必要となります。引き続き支援を行っていくとともに、南海トラフ地震等への防災対策を進めていくことが喫緊の課題です。

### ◇農業をめぐる情勢

異常気象や自然災害の頻発に加え、原料の輸入依存度が高い肥料や燃料、飼料などの価格が高止まりし農業経済を圧迫する一方、現状の農産物流通では生産コスト上昇分を販売価格へ転嫁する仕組みはなく、生産者の所得低下により営農継続が危ぶまれる状況が続いています。このような情勢のなか、「食料・農業・農村基本法」の検証・見直しに向けた議論がすすめられており、本年の通常国会において改正法案が提出されています。わが国の食料・農業・農村をめぐる環境が大きく変化するなか、食料自給率向上や適正な価格形成を実現する政策の確立が急務です。

### ◇JAの進路と方針

設立60周年の節目を迎え、伝統を守りながら改革を重ね、将来にわたって農業や地域社会に貢献できる組織づくりに取り組みます。人口減少や高齢化の進展により県内JAグループでは県一JA構想が検討されていますが、当組合では地域との密接な関係を保ちながら、個性や強みを活かした質の高い組合員サービスを提供する「地域密着型JA」であり続けるために、今後も自己改革を進めていきます。

#### 1. 将来に向けた経営基盤の強化

時代に即した農業振興や経営基盤を強化し、地域や組合員・職員の主体性を尊重した独自の成長戦略を構築することで、将来にわたっての健全な経営を確立します。

#### 2. 持続可能な農業の実現

農業の大切さや課題を消費者である准組合員や地域住民とともに考え、食卓に笑顔を届けられるよう、安全安心で豊かな農畜産物を育てる農業を、農家とともに守り続けます。

#### 3. 一体感のある組織づくり

主体性や専門知識を身に着けた職員の育成と、提案しやすい環境づくりにより、ボトムアップ型の組織に変えていきます。さらに、部門や職場を超えた職員相互の意見交換の場を設ける等、縦割りではなく組織の一体感を高め、総合力を強化します。

## 2. 経営管理体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選任された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の意思反映を行うため、各地域からの選出にて行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

### 3. 事業の概況（2023年度）

国内経済はポストコロナへの社会経済の移行が進展していますが、長期化するウクライナ戦争や円安による原油高、物価高が続く中で、中東地域の紛争激化が更なる上昇要因となり、国民生活に大きな影響を及ぼしています。

農業情勢においても、異常気象や頻発する自然災害に加え、原料の輸入依存度が高い肥料や燃料、飼料などの価格が高止まりし、農業経済を逼迫する一方で、農畜産物の販売価格への転嫁が進まず、生産者の営農継続が危ぶまれる状況が続いています。このような情勢のなか、「食料・農業・農村基本法」の検証・見直しに向けた議論がすすめられており、本年の通常国会において改正法案が提出されています。わが国の食料・農業・農村をめぐる環境が大きく変化するなか、食料自給率向上や適正な価格形成を実現する政策の確立が急務です。

当JAでは年間標題を「成長戦略構築の年」とし、地域に必要とされるJAとして成長するために、具体的かつ確固たる戦略を立て実行してまいりました。役職員一人一人が「厳しい環境の今こそ、組合員のために底力を発揮する」の決意を持って仕事に臨み、皆さまの信頼と負託に応えてまいります。

決算内容については、事業利益が4億3,199万円、経常利益は7億3,237万円、当期剰余金は5億1,312万円となりました。

主な事業活動と成果については以下のとおりです。

#### ① 信用事業

貯金につきましては、前年度対比で116億6,119万円（3.10%）減少し、2023年度末残高が3,642億1,732万円となりました。

また、貸出金につきましては、前年度対比で30億4,218万円（4.54%）増加し、699億8,137万円となりました。

#### ② 共済事業

共済新契約につきましては、長期共済実績が486万9千ポイントとなり、目標を下回りました。（※）推進ポイントは共済金額等に所定の換算率を乗じて算出しています。

共済の保有高等については、以下のとおりとなります。

<保有高>

満期（終身）	共済金額合計	1,087億7,581万円	（対前年比 98.2%）
保障共済	共済金額合計	4,087億2,076万円	（対前年比 97.1%）
医療系共済	入院共済金額合計	7,004万円	（対前年比 92.9%）
介護系共済	介護共済金額合計	47億1,120万円	（対前年比 115.5%）
認知症共済	認知症共済金額	3億600万円	（対前年比 136.3%）
生活障害共済	生活障害共済金額	24億2,500万円	（対前年比 110.3%）
生活障害共済	生活障害年金金額	1億3,288万円	（対前年比 114.3%）
特定重度疾病共済	特定重度疾病共済金額	13億1,260万円	（対前年比 104.0%）
年金共済	年金年額合計	52億2,127万円	（対前年比 100.4%）
自動車共済	共済掛金合計	6億8,859万円	（対前年比 101.6%）
共済契約者数（長期共済及び自動車共済合計）		36,511人	

被共済者数	生命総合共済（年金共済を除く）	25,745 人
	年金共済	6,925 人

※認知症共済及び生活障害共済並びに特定重度疾病共済の人数については長期共済、生命総合共済に含めています。

### ③ 購買事業

#### <生産資材>

生産資材の供給高・取扱高は、前年度対比 5,129 万円（5.25%）減少し、9 億 2,454 万円となりました。

#### <生活資材>

生活資材の供給高・取扱高は、前年度対比 8,432 万円（8.59%）減少し、8 億 9,659 万円となりました。

### ④ 販売事業

受託販売品取扱高は、前年度対比 2 億 2,680 万円（13.19%）減少し、14 億 9,209 万円となりました。

買取販売品販売高は、前年度対比 2,825 万円（5.15%）増加し、5 億 7,641 万円となりました。

### ⑤ 農業経営事業

水稻（ひめの凜）や新テッポウユリの種子等を栽培し、農業経営事業販売高は 107 万円となりました。

## 4. 地域貢献情報

### ◇全般に関する事項

当組合は、松山市、松前町、東温市、久万高原町を業務区域として、「地域社会と共生し信頼と負託にこたえる J A 松山市」の経営理念の下、組合員や利用者が安心して利用でき、地域に「信頼される J A」「必要とされる J A」を目指し事業活動を展開しております。

今後も組合員や利用者の幸せのために、更には地域のより良い発展のために様々な分野で地域貢献を果たして参ります。

### ◇地域からの資金調達の状況

#### ① 貯金・定期積金残高

地域の皆様からお預かりした貯金の残高は、3,642 億 1,732 万円（うち、定期積金の残高は 29 億 4,444 万円）となっております。

#### ② 貯金商品

各種貯金商品を取り扱っております。詳しくは貯金一覧表（p. 16・17）をご参照ください。

#### ③ 出資金

出資金の残高は正組合員 18 億 6,268 万円、准組合員 38 億 24 万円、処分未済持分 4,033 万円、合計 57 億 326 万円です。

### ◇地域への資金供給の状況

#### ① 貸出金残高

地域の皆様への貸出金の残高は、699 億 8,137 万円となっております。組合員等が 567 億 4,966 万円、地方公共団体が 1 億 4,690 万円、その他が 130 億 8,480 万円です。

#### ② 制度融資取扱状況

農業制度資金は、農業経営の改善や経営規模の拡大などに必要な資金で、国・県・市町村の農業施策に基づいて融資される低利の資金です。

農業近代化資金 5,191 万円、高齢者住宅整備資金 115 万円、その他制度資金 5,052 万円です。

#### ③ 融資商品

事業資金・住宅ローン・マイカーローン・教育ローンなどの地域の皆様の暮らしや事業に必要な資金をご融資しております。

詳しい融資商品については、融資商品の概要（p. 19）をご参照ください。

◇社会的貢献活動について

- 各種農業関連のイベント開催（農協まつり等）
- 地域行事・地域活動への役職員の積極的な参加
- 献血活動への協力
- 食農教育の一環として食とエコの子ども学級 in 興居島を開催
- 定年退職者や新規就農者を対象とした農業塾の開塾
- 女性部・青壮年部・各種生産部会への活動支援
- こども110番の設置
- AEDの設置
- 業務区域の行政機関へ車椅子の贈呈
- 行政と連携した地域みまもり活動

◇地域密着型金融への取り組み（中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みの状況を含む）

- ① 農業者の活性化のための融資を始めとする支援
  - 農業融資商品の適切な提供・開発ができるよう営農指導員会開催の際に融資担当者も参加し、研修をしています。
  - ニーズに合わせた独自資金を「農業施設資金」として取扱っています。正組合員の農業を営むために必要な資金です。
- ② 地域の農業者との関係を強化・振興する取り組み
  - 組合員とJAの接点が強化できるよう、積極的に訪問活動を行い情報発信と収集に取り組んでいます。
  - 農業経営管理支援事業の一環として各支所の担当者に対して計画的に農業融資研修を受講させています。
- ③ 担い手の経営のライフステージに応じた支援
  - 各市町村と営農部門・金融部門が連携して新規就農支援を行っています。
  - 定年退職者や新規就農者を対象に農業の基本技術を習得し、安全で品質の良い野菜などの農産物生産を目指すために、「農業塾」を開催しています。
- ④ 農山漁村等地域の情報集積を活用した持続可能な農山漁村等地域育成への貢献
  - 地域の小学生に農業活動を体験し、農業の大切さを理解してもらおうと食農教育の一環として「食とエコの子ども学級 in 興居島」を開催しています。
- ⑤ その他地域貢献・社会に根ざした商品提供
  - ピンクリボン運動（無料での乳がん検診）を実施しています。

## 5. リスク管理の状況

### ◇リスク管理体制等

#### [リスク管理基本方針]

組合員・利用者の皆様に安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでに高く高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

#### ① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所の審査管理部に審査課を設置し各支所と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

#### ② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及

び当 J A の保有有価証券ポートフォリオの状況や A L M などを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する A L M 委員会を定期的を開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び A L M 委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

### ③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。当 J A では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

### ④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当 J A では、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続きにかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

### ⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当 J A では、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

### ⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当 J A では、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に

備えています。

#### ◇法令遵守体制

##### 〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

##### 〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

##### 〔個人情報保護方針〕

松山市農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。  
個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。  
また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。  
特定個人情報とは、番号利用法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。
2. 当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。  
ご本人とは個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。  
利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。
4. 当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。  
なお、個人データとは、保護法第 16 条第 3 項が規定する、個人情報データベース等（保護法第 16 条第 1 項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。
5. 当組合は、匿名加工情報（保護法第 2 条第 6 項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。
6. 当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。  
また、当組合は、番号利用法 19 条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。
7. 当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。
8. 当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示・訂正・利用停止等に応じます。  
保有個人データとは、保護法第 16 条第 4 項に規定するデータをいいます。
9. 当組合は、取扱う個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。
10. 当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

#### [松山市農業協同組合情報セキュリティ基本方針]

松山市農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT 基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。

5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

#### 〔金融商品の勧誘方針〕

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆様に対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆様の商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆様の誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆様のご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆様からのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

#### 〔金融円滑化にかかる基本的方針〕

松山市農業協同組合（以下、「当組合」という。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け以下の方針を定め、取組んでまいります。

1. 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合にはお客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当組合は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。  
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
3. 当組合は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。  
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
4. 当組合は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
5. 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等

(政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。)と緊密な連携を図るよう努めてまいります。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

6. 当組合は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。

具体的には、

- (1) 組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
  - (2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当組合全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
  - (3) 各支所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、本・支所における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
7. 当組合は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

#### [金融ADR制度への対応]

##### ①苦情処理措置の内容

当組合では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当組合の苦情等受付窓口（金融部・審査管理部・共済部）

電話番号：089-946-1611

受付時間：午前9時～午後3時（金融機関の休業日を除く）

##### ②紛争解決措置の内容

当組合では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

###### ・信用事業

愛媛県弁護士会紛争解決センター

電話番号：089-941-6279

①の窓口またはJAバンク相談所(一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所、電話番号：03-6837-1359)にお申し出ください。なお、愛媛弁護士会については、直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

###### ・共済事業

(一社) 日本共済協会 共済相談所

電話番号：03-5368-5757

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

(一財) 自賠償保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

(公財) 日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

(公財) 交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。①の窓口にお問い合わせください。

#### ◇内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本所・支所のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

## 6. 自己資本の状況

### ◇自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、2024年3月末における自己資本比率は、16.04%となりました。

### ◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

#### ○ 普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	松山市農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	5,703百万円（前年度5,295百万円）

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、2006年度から、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

## 7. 主な事業の内容

### (1) 信用事業

信用事業は、貯金、融資、為替、国債窓販などいわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、JA・信連・農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

### ◇ 貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆様や事業主の皆様からの貯金をお預かりしています。

普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいております。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

## 貯 金 一 覧 表

種 別		期 間	1 回のお預け入れ額	特 色 と 内 容
総合口座	普通貯金	出し入れ自由	1 円以上	《1冊で5つの機能》 預ける、貯める、借りる、支払う、受け取る。5つの機能を1冊の通帳にセット。毎日のお金の出し入れは勿論、給料や年金のお受け取り、各種公共料金のお支払いなど便利なサービスがご利用頂けます。また、各種の定期性貯金をセットすることにより不意の出費にも自動的に融資をご利用頂けます。
	定期貯金	1ヵ月以上 5年以内		
普通貯金		出し入れ自由	1 円以上	《サイフ代わりに》 いつでも出し入れができる貯金で、公共料金等の決済口座としてもご利用下さい。
当座貯金		出し入れ自由	1 円以上	《高い利便性》 手形や小切手でお支払いできる貯金です。お取引上の支払や代金回収に最適です。
通知貯金		7 日以上	50,000 円以上	《短期の運用に》 まとまった資金の短期間の運用に有利です。お引き出しの場合は2日前にご連絡が必要です。
貯蓄貯金		出し入れ自由	1 円以上	《いつでも使える有利な貯蓄》 お預け入れ、お引き出しが自由でお預け入れ金額によって金利がアップし、その上毎月利息が受け取れます。普通貯金とのスウィングサービスもご利用頂けます。また、キャッシュカードご利用の方は、ATMでご利用頂けます。
期日指定定期貯金		最長3年 1年据置期間経過後自由に満期日が指定できる	1 円以上 300 万円未満	《お得な1年複利の貯蓄》 利息が利息を生む1年複利が魅力の有利な貯金です。お預け入れ期間は最長3年で、1年据え置き後は貯金の一部を払い出すこともできます。総合口座とのセットで自動融資がご利用頂けます。

種 別	期 間	1 回のお預け入れ額	特 色 と 内 容	
ス ー パ ー 定 期	1 ヶ月以上 5 年以内	1 円以上	《マネープラン・ライフプランに合わせて選択》 お預け入れ額が身近な定期貯金です。期間は、1 ヶ月、2 ヶ月、3 ヶ月、6 ヶ月、1 年、2 年、3 年、4 年、5 年の定型9種類のほか、1 ヶ月を超え5 年未満の間で満期日をご自由にお選び頂けます。総合口座とのセットで自動融資がご利用頂けます。	
大 口 定 期 貯 金	1 ヶ月以上 5 年以内	1,000 万円以上	《確実に大きくふやす》 1 千万円以上の大きな資金の運用に最適な定期貯金です。市場金利を反映した利回りで金利を決定します。確定金利なので安全・確実に資金を大きく増やします。	
積 立 式 定 期 貯 金	<満期型> 6 ヶ月以上 1 0 年以内 <エンドレス型> 積立期限に 定めなし	1 円以上	《ライフサイクルに合わせて着実に》 毎月一定日に一定額を積み立てる方法と、積立額、積立日も自由な方法があります。旅行やお子様の教育費等の資金づくりに、ムリなく有利な貯金です。	
変 動 金 利 定 期 貯 金 ( 複 利 型 )	1 ・ 2 ・ 3 年	1 円以上	《金利情勢に応じた運用に》 従来の固定金利とは異なり、預け入れ期間中に、6 ヶ月毎に市場金利の動向に応じて金利が変わる新しい定期貯金です。利息は6 ヶ月毎の複利計算で満期時にまとめて課税されるためお得になります。	
譲 渡 性 貯 金 ( N C D )	<定型方式> 1 ヶ月以上 5 年以内 <期日指定方式> 7 日以上 5 年以内	1,000 万円以上	《資金事情の変化に応じた運用に》 満期前解約はできませんが途中で第3者に譲渡できる貯蓄で短期間の運用に有利です。	
財 形 貯 蓄	一 般 財 形	3 年以上	1 円以上	《勤労者の資金づくりに》 「資産形成の第一歩」をお手伝い。お勤めの方を対象に、給料から天引きされますので、知らぬ間に大きく貯まります。ライフプランにあわせた資金づくりに最適です。
	財 形 年 金	5 年以上	1 円以上	《老後の備えに》 豊かな老後の備えとしての年金受取型財形貯金です。退職後も利子非課税となります。財形住宅と合算して、元利合計550万円まで非課税となります。
	財 形 住 宅	5 年以上	1 円以上	《マイホーム取得の資金づくりに》 住宅取得を目的とした貯蓄です。財形年金貯蓄と合算して元利合計550万円まで非課税となります。
定 期 積 金	6 ヶ月以上 1 0 年以内	1,000 円以上	《毎月むりなく確実に積立》 毎月一定の日に掛金を払い込み、満期日にまとまった給付金を受け取る積立貯金です。結婚資金・旅行費用・入学費用の積立には最適です。	

## ◇ 系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティネットで守られています。

### ※「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

### ※「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、(1) 個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2023年3月末における残高は1,651億円となっています。

### ※「一体的な事業推進」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業推進の取り組みをしています。

### ※ 貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、2023年3月末現在で4,708億円となっています。

## ◇ 融資業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆様の生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆様の暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

### 融資商品の概要

種 別	資 金 の 使 途	金 額	期 間
住宅ローン	マイホームの新築、増改築、購入（土地含む）、借換資金など	10,000万円以内	3年以上 40年以内
リフォームローン	住宅の増改築、改装など	1,500万円以内	1年以上 15年以内
教育ローン	大学等への進学資金、教育費など	1,000万円以内	6ヵ月以上 15年以内
マイカーローン	自動車、バイク等の購入資金など	1,000万円以内	6ヵ月以上 15年以内
カードローン	生活に必要な資金（ただし負債整理資金は不可）	300万円以内	1年間 (契約更新可)
長期事業資金	農業者等が新しい情勢に対応するための資金	15億円以内	35年以内
農業近代化資金 (農業制度資金)	土地の造成・改良、農業施設の建築、農機具購入、長期運転資金など	1,800万円以内 (個人の場合)	15年以内
農機ハウスローン	農業用ハウスの建築、農機具購入、農機具ローンの借換など	1,000万円以内	6ヵ月以上 10年以内
農業おまかせ資金	農業施設の建築、農地の取得、農機具購入など	3,600万円以内 (個人認定農業者の場合)	【設備資金】15年以内 【運転資金】7年以内
農業施設資金	農業施設の建築、農機具購入など	1,500万円以内	12年以内

### ◇ 為替業務

全国の J A ・ 信連 ・ 農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当 J A の窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込や手形 ・ 小切手等の取立が安全 ・ 確実 ・ 迅速にできます。

種 類	内 容
自 動 支 払 自 動 受 取	毎月の公共料金 ・ 税金の支払 ・ 共済掛金 ・ クレジットカードのご利用代金などの自動支払や、給与 ・ 年金などの自動受取が簡単な手続きでご利用いただけます。
振 込 取 立	全国の J A 並びに他金融機関へ手形や小切手の取立をはじめ、振込が安全 ・ 確実に行えます。

### ◇ その他の業務及びサービス

当 J A では、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、国債（新窓販国債 ・ 個人向け国債）の窓口販売の取り扱い、全国の J A が設置する A T M や銀行、信用金庫、コンビニ A T M 等で現金の出し入れができるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

名 称		期 間	販売単位	特 色 と 内 容
公共債の 窓口販売	新 窓 販 国 債	2 ・ 5 ・ 10 年 (固定)	額面 5 万円単位	利付国債は、半年毎に利子が支払われ、満期に額面金額で償還されます。
	個 人 向 け 国 債	10 年(変動)	額面 1 万円単位	半年毎に実勢金利に応じて変動する変動金利制
		5 年(固定)		半年毎に発行時の利率で利子を支払う固定金利制
		3 年(固定)		

## ◇ 手数料一覧

### 内国為替手数料

#### ◆ 振込手数料

金額 \ 種類	当店宛	当組合 本支店宛	系統 金融機関宛	他金融機関宛	
				電信扱い	文書扱い
3万円未満	1件につき 110円	1件につき 220円	1件につき 330円	1件につき 605円	1件につき 660円
3万円以上	330円	440円	550円	770円	880円

#### ◆ 代金取立手数料

当組合本支所宛 1通につき	220円
電子交換 1通につき	440円
個別取立 1通につき	1,100円

#### ◆ その他手数料

振込の組戻料 1件につき	660円
不渡り手形返却料 1通につき	660円
取立手形組戻料 1通につき	660円
取立手形店頭提示料 1通につき	660円

### 両替手数料 (枚数は、持込みされた両替金の合計枚数か、両替希望合計枚数のいずれか多い方)

31枚～100枚	220円
101枚～500枚	330円
501枚～1,000枚	440円
1,001枚～2,000枚	770円
2,001枚以上	1,000枚ごとに 330円加算

(注) 100枚以下については当組合の組合員様(同居のご家族を含む)は無料となります。

### 大量硬貨取扱手数料

100枚以下	無料
101枚～500枚	440円
501枚～1,000枚	770円
1,001枚以上	1,000枚毎に 330円加算

### その他の主な手数料

取扱内容	手数料	取扱内容	手数料
小切手帳(1冊50枚)	2,200円	ICキャッシュクレジット一体型カード 再発行手数料1枚につき	1,100円
約束手形用紙(50枚) 為替手形用紙(50枚)	2,200円	ICキャッシュカード・ローンカード 再発行手数料1枚につき	1,100円
		通帳・証書の再発行手数料 1件につき	1,100円

(注) 上記の金額には10%の消費税及び地方消費税が含まれております。

## ATM利用手数料

お取引の内容等 ご利用場所	お支払い	お預け 入れ	残高照会	通帳記帳	平日 手数料	時間外 手数料 (土・日曜日)
J A 松山市のATM	○	○	○	※1 ○	無料	無料
県内 J A のATM	○	○	○	※1 ○	無料	無料
県外 J A のATM	○	○	○	※1 ○	無料	無料
全国の金融機関の ATM	○	×	○	×	110円	220円 (220円)
ゆうちょ銀行のATM	○	○	○	×	無料	110円 (110円)
J F マリンバンク	○	×	○	×	無料	無料
伊予銀行・愛媛銀行 三菱UFJ銀行の ATM	○	×	○	×	無料	110円 (110円)
セブン銀行 イーネットATM ローソンATM	○	○	○	×	無料	110円 (110円)
デビットカード 加盟店	商品代金等のお支払いができます。				無料	無料

○…………お取扱ができます。      ×…………お取扱ができません

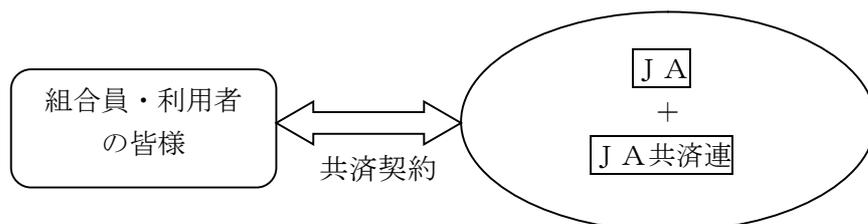
※1：2011年5月6日より、新システム導入に伴い通帳を新通帳に切替えた方のみ可

## (2) 共済事業

J A共済は、J Aが行うさまざまな事業の一環として、相互扶助を事業理念とし、組合員・利用者の皆様と共済契約を締結することによって「ひと・いえ・くるまの総合保障」を提供しています。

### ◇ J A共済の仕組み

J A共済は、J AとJ A共済連が共同で共済契約を締結し、それぞれの役割を担いながら、一体となって保障提供を行っています。



J A : J A共済の窓口です。

J A共済連 : J A共済事業の企画・開発・資産運用業務や支払共済金にかかる準備金の積み立てなどを行っています。

## (3) 農業関連事業

### ◇ 販売事業

生産者から消費者へ新鮮で安全・安心な農畜産物をお届けする事業を行っています。生産者が生産した農畜産物を市場に出荷しています。また、米についてはJ A松山市独自の集荷形態を確立し、販売しています。

### ◇ 購買事業

購買事業店舗では、農産物の種、苗、肥料、農薬、農具、園芸資材等を販売しています。米や野菜等を出荷している農家向けの品物だけではなく、家庭菜園向けの品物も取り揃えています。

### ◇ 産直市事業

「地産地消」の取り組みとして、産直市（直売所）を運営し、消費者に直接、農家が持ち寄った地元でとれた農産物を提供しています。

ふれあい産直市福音寺

無休（年始除く） 7 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0

## 【経営資料】

### I 決算の状況

#### 1. 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	2022年度 (2023年3月31日)	2023年度 (2024年3月31日)
(資産の部)		
<b>1 信用事業資産</b>	<b>381,267,987</b>	<b>368,936,635</b>
(1) 現金	1,409,814	1,371,756
(2) 預金	286,228,244	278,576,440
系統預金		278,554,432
系統外預金	286,197,207	22,007
(3) 金銭の信託	1,075,408	1,065,237
(4) 有価証券	26,077,970	18,316,884
国債		15,247,900
社債	22,260,450	3,068,984
(5) 貸出金	66,939,187	69,981,376
(6) その他の信用事業資産	514,522	572,013
未収収益		207,510
その他の資産	212,471	364,503
(7) 貸倒引当金	△977,159	△947,072
<b>2 共済事業資産</b>	<b>14,568</b>	<b>20,811</b>
(1) その他の共済事業資産	14,568	20,811
<b>3 経済事業資産</b>	<b>835,860</b>	<b>745,597</b>
(1) 受取手形	1,990	—
(2) 経済事業未収金	160,475	152,109
(3) 経済受託債権	22,393	21,683
(4) 棚卸資産	604,089	533,159
購買品		213,609
販売品	247,363	244,949
原材料	282,675	74,600
(5) その他の経済事業資産	49,834	42,501
(6) 貸倒引当金	△2,921	△3,855
<b>4 雑資産</b>	<b>386,908</b>	<b>352,387</b>
<b>5 固定資産</b>	<b>10,810,748</b>	<b>11,219,578</b>
(1) 有形固定資産	10,809,773	11,218,903
建物		6,831,621
機械装置	6,753,586	1,530,300
土地	1,502,089	9,312,742
その他の有形固定資産	8,957,031	1,627,492
減価償却累計額	1,600,449	△8,083,253
(2) 無形固定資産	△8,003,382	675
その他の無形固定資産	975	675
<b>6 外部出資</b>	<b>10,116,959</b>	<b>10,121,344</b>
(1) 外部出資	10,116,959	10,121,344
系統出資		9,744,400
系統外出資	9,744,400	358,994
子会社等出資	354,609	17,950
<b>7 繰延税金資産</b>	<b>566,496</b>	<b>673,849</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>403,999,530</b>	<b>392,070,204</b>

(単位：千円)

科 目	2022年度 (2023年3月31日)	2023年度 (2024年3月31日)
(負債の部)		
<b>1 信用事業負債</b>	<b>377,031,947</b>	<b>365,174,415</b>
(1) 貯金	375,878,519	364,217,327
(2) 借入金	2,049	1,150
(3) その他の信用事業負債	1,151,378	955,938
未払費用		95,089
その他の負債		1,056,289
<b>2 共済事業負債</b>	<b>712,787</b>	<b>754,747</b>
(1) 共済資金	368,456	400,963
(2) 未経過共済付加収入	335,109	340,924
(3) 共済未払費用	9,176	12,828
(4) その他の共済事業負債	45	30
<b>3 経済事業負債</b>	<b>297,457</b>	<b>282,460</b>
(1) 経済事業未払金	184,518	161,068
(2) 経済受託債務	26,271	27,083
(3) その他の経済事業負債	86,667	94,307
<b>4 雑負債</b>	<b>783,913</b>	<b>878,309</b>
(1) 未払法人税等	96,081	96,899
(2) 資産除去債務	287,681	294,071
(3) その他の負債	400,150	487,338
<b>5 諸引当金</b>	<b>1,603,174</b>	<b>1,484,056</b>
(1) 賞与引当金	113,274	110,984
(2) 退職給付引当金	1,451,112	1,326,545
(3) 役員退職慰労引当金	38,787	46,527
<b>6 再評価に係る繰延税金負債</b>	<b>1,577,127</b>	<b>1,570,810</b>
<b>負債の部合計</b>	<b>382,006,409</b>	<b>370,144,799</b>
(純資産の部)		
<b>1 組合員資本</b>	<b>18,426,088</b>	<b>19,242,668</b>
(1) 出資金	5,295,881	5,703,264
(2) 資本準備金	54	54
(3) 利益剰余金	13,150,586	13,579,683
利益準備金		6,551,718
その他利益剰余金		6,598,868
特別積立金		2,303,424
営農振興積立金		1,000,000
信用事業基盤強化積立金		1,000,000
経営安定化対策積立金		1,700,000
当期末処分剰余金		595,444
(うち当期剰余金)		(266,884)
(4) 処分未済持分	△20,434	△40,334
<b>2 評価・換算差額等</b>	<b>3,567,031</b>	<b>2,682,736</b>
(1) その他有価証券評価差額金	△250,792	△1,118,565
(2) 土地再評価差額金	3,817,823	3,801,301
<b>純資産の部合計</b>	<b>21,993,120</b>	<b>21,925,404</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>403,999,530</b>	<b>392,070,204</b>

## 2. 損益計算書

(単位：千円)

科 目	2022年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		2023年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
	<b>1 事業総利益</b>	<b>4,092,769</b>		<b>4,135,789</b>
事業収益	6,831,377		6,812,064	
事業費用	2,738,608		2,676,274	
(1) 信用事業収益	3,093,111		3,199,689	
資金運用収益		2,869,751		2,812,129
(うち預金利息)		(1,554,461)		(1,472,759)
(うち有価証券利息)		(174,622)		(214,702)
(うち貸出金利息)		(755,286)		(768,228)
(うちその他受入利息)		(385,381)		(356,439)
役務取引等収益		73,449		66,836
その他事業直接収益		—		160,439
その他経常収益		149,910		160,282
(2) 信用事業費用	418,365		449,465	
資金調達費用		202,540		191,640
(うち貯金利息)		(183,081)		(175,988)
(うち給付補てん備金繰入)		(9,251)		(5,580)
(うち借入金利息)		(628)		(109)
(うちその他支払利息)		(9,578)		(9,961)
役務取引等費用		19,389		19,700
その他事業直接費用		9,060		59,733
その他経常費用		187,376		178,391
(うち貸倒引当金戻入益)		(△11,028)		(△30,087)
(うち貸出金償却)		(—)		(16,379)
信用事業総利益	2,674,745		2,750,224	
(3) 共済事業収益	830,923		817,386	
共済付加収入		767,523		772,278
その他の収益		63,400		45,107
(4) 共済事業費用	64,361		74,880	
共済推進費		22,664		24,287
共済保全費		16,827		19,786
その他の費用		24,870		30,805
共済事業総利益	766,561		742,506	

(単位：千円)

科 目	2022年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		2023年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
	(5) 購買事業収益	1,866,965		1,733,078
購買品供給高		1,828,628		1,694,695
購買手数料		10,765		12,110
その他の収益		27,570		26,272
(6) 購買事業費用	1,605,636		1,463,792	
購買品供給原価		1,596,736		1,451,170
その他の費用		8,899		12,621
(うち貸倒引当金繰入額)		(—)		(967)
(うち貸倒引当金戻入益)		(△1,771)		(—)
(うち貸倒損失)		(—)		(15)
購買事業総利益	261,328		269,286	
(7) 販売事業収益	665,116		690,239	
販売品販売高		548,159		576,414
販売手数料		39,415		36,273
その他の収益		77,541		77,551
(8) 販売事業費用	517,864		542,709	
販売品販売原価		514,097		537,382
その他の費用		3,766		5,327
(うち貸倒引当金繰入額)		(15)		(—)
(うち貸倒引当金戻入益)		(—)		(△26)
販売事業総利益	147,252		147,529	
(9) 保管事業収益	33,140		25,632	
(10) 保管事業費用	11,941		11,993	
保管事業総利益	21,199		13,639	
(11) 加工事業収益	27,085		26,308	
(12) 加工事業費用	4,509		4,515	
加工事業総利益	22,576		21,792	
(13) 農業経営事業収益	1,081		1,072	
(14) 農業経営事業費用	1,081		976	
農業経営事業総利益	0		95	
(15) その他事業収益	345,413		346,753	
(16) その他事業費用	129,099		128,624	
(うち貸倒引当金戻入益)	(△11)		(△7)	
その他事業総利益	216,314		218,128	
(17) 指導事業収入	17,740		17,397	
(18) 指導事業支出	34,950		44,810	
指導事業収支差額	△17,209		△27,413	

(単位：千円)

科 目	2022年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	2023年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
<b>2 事業管理費</b>	<b>3,712,576</b>	<b>3,703,793</b>
(1) 人件費	2,747,203	2,701,938
(2) 業務費	379,086	384,531
(3) 諸税負担金	137,603	141,399
(4) 施設費	426,124	451,900
(5) その他事業管理費	22,558	24,024
<b>3 事業利益 (1 - 2)</b>	<b>380,193</b>	<b>431,995</b>
<b>4 事業外収益</b>	<b>378,268</b>	<b>381,529</b>
(1) 受取雑利息	93	125
(2) 受取出資配当金	177,436	177,898
(3) 賃貸料	174,378	171,228
(4) 雑収入	26,360	32,277
<b>5 事業外費用</b>	<b>298,716</b>	<b>81,153</b>
(1) 寄付金	115	15
(2) 賃貸費用	295,393	67,126
(3) 雑損失	3,208	14,011
<b>6 経常利益 (3 + 4 - 5)</b>	<b>459,745</b>	<b>732,372</b>
<b>7 特別利益</b>	<b>16,654</b>	<b>10,945</b>
(1) 固定資産処分益	7,320	2,540
(2) 一般補助金	9,334	8,404
<b>8 特別損失</b>	<b>70,422</b>	<b>67,704</b>
(1) 固定資産処分損	6,763	22,344
(2) 固定資産圧縮損	9,316	8,388
(3) 減損損失	54,343	36,971
<b>9 税引前当期利益 (6 + 7 - 8)</b>	<b>405,977</b>	<b>675,613</b>
法人税・住民税及び事業税	132,313	133,226
法人税等調整額	6,779	29,260
法人税等合計	139,093	162,486
当期剰余金	266,884	513,126
当期首繰越剰余金	319,995	334,892
土地再評価差額金取崩額	8,564	16,522
<b>当期末処分剰余金</b>	<b>595,444</b>	<b>864,541</b>

(注) 農業協同組合法施行規則の改正に伴い、当年度については、各事業の収益及び費用を合算し、事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」、「事業費用」を表示しています。

### 3. 注記表

#### 〈2022 年度〉

##### 一 重要な会計方針に係る事項に関する注記

##### 1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

###### (1) 子会社株式

移動平均法による原価法

###### (2) その他有価証券

- ① 時価のあるもの : 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ② 市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法

##### 2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに期末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。

##### 3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 購買品 ..... 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
- (2) 販売品 ..... 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
- (3) 原材料 ..... 先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

##### 4. 固定資産の減価償却の方法

###### (1) 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、1998 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに 2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

###### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

##### 5. 引当金の計上基準

###### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残

額を計上しています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込等の必要な修正を加えて算定しています。

すべての債権は、資産査定規程に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査担当部署が査定結果を監査しています。

## (2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

## (3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

### ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定率法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しています。

## (4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

## 6. 収益及び費用の計上基準

当J Aは、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を適用しており、約束した財またはサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

### (1) 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当J Aは利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

### (2) 販売事業

組合員が生産した農畜産物を買取または委託により集荷して業者等に販売する事業であり、当J Aは利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該

時点で収益を認識しています。

### (3) 保管事業

組合員が生産した米・麦等の農産物を保管・管理する事業であり、当JAは販売先連合会等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この販売先連合会等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

### (4) 加工事業

コイン精米機を設置して共同で利用する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者に対する履行義務は、施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

### (5) その他事業

#### (育苗事業)

育苗センターを設置して、水稻や野菜の苗等を播種・育苗して組合員等に供給する事業であり、当JAは利用者との契約に基づき、商品を引き渡す義務を負っています。この利用者に対する履行義務は、苗の引き渡し完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

#### (葬祭事業)

葬祭施設等において葬儀等の執行を請け負う事業であり、当JAは利用者との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者に対する履行義務は、葬儀等の執行が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

#### (ライスセンター事業)

ライスセンターの施設を設置して、共同で利用する事業であり、当JAは利用者との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者に対する履行義務は、施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

## 7. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

## 8. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

## 9. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

### (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当JAは、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 当 J A が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当 J A が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当 J A が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

## 二 会計方針の変更に関する注記

「時価の算定に関する会計基準の適用方針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日、以下「時価算定会計基準適用指針」という）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

## 三 会計上の見積りに関する注記

### 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 980,081 千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

#### ① 算定方法

「一 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「5. 引当金の計上基準」の「(1) 貸倒引当金」に記載しております。

#### ② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

#### ③ 事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 四 貸借対照表に関する注記

### 1. 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 2,133,779 千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物 1,116,832 千円 機械装置 839,747 千円 その他の有形固定資産 177,199 千円

### 2. 担保に供している資産

定期預金 10,000,000 千円を借入金（当座借越）の担保に供しています。

定期預金 10,000,000 千円

3. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務	
子会社等に対する金銭債権の総額	32,503 千円
子会社等に対する金銭債務の総額	326,134 千円

4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務	
理事及び監事に対する金銭債権の総額	328,218千円
理事及び監事に対する金銭債務の総額	－ 千円

5. 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ (2) (i) から (iv) までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 985,534 千円、危険債権額はありませぬ。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の理由により、経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く）です。

債権のうち、三月以上延滞債権額はありませぬ。

なお、三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しないものです。

債権のうち、貸出条件緩和債権額は 16,708 千円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は 1,002,242 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

6. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(1998 年 3 月 31 日公布法律第 34 号) 及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- 再評価を行った年月日 1999 年 3 月 31 日
- 再評価を行った土地の当年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 3,281,074 千円
- 同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令 (1998 年 3 月 31 日公布政令第 119 号) 第 2 条第 3 号に定める、当該事業用の土地について地方税法第 341 条第 10 号の土地課税台帳または同条第 11 号の土地補充課税台帳に登録されている価格 (固定資産税評価額)

に合理的な調整を行って算出しました。

## 五 損益計算書に関する注記

### 1. 子会社等との取引高の総額

(1) 子会社等との取引による収益総額	184,939 千円
うち事業取引高	124,864 千円
うち事業取引以外の取引高	60,074 千円
(2) 子会社等との取引による費用総額	55,735 千円
うち事業取引高	53,920 千円
うち事業取引以外の取引高	1,814 千円

### 2. 減損損失に関する注記

#### (1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産または資産グループの概要

当JAでは、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業用店舗は支所ごと、もしくは個別の事業ごとに、また業務外固定資産（賃貸資産と遊休資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本所及び選果場や集荷場等の営農施設は、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。また、育苗場や産直市及び茶業事業については、当JA管内の組合員が利用する共同施設であり、今後も農業生産の維持拡大と農業所得の向上にむけて継続すべき事業であるため共用資産と認識しています。なお、明神店舗・畑野川SS・直瀬店舗及びライスセンター事業は、損益状況に関わらず今後も久万管内の組合員のために継続すべき施設であるため久万地区共用資産と認識しています。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、下記のとおりです。

場 所	用 途	種 類
興居島支所	営業用店舗	土地、建物、機械装置、その他の有形固定資産
松前農機	営業用店舗	土地、建物、機械装置、その他の有形固定資産
中央給油所	営業用店舗	土地、建物、その他の有形固定資産
小野給油所	営業用店舗	土地、建物、その他の有形固定資産
川上給油所	営業用店舗	土地、その他の有形固定資産
堀江給油所	営業用店舗	土地、その他の有形固定資産
(株)伊予連合	賃貸資産	土地、建物、その他の有形固定資産
堀江集荷場	賃貸資産	土地
旧オートパル久万	賃貸資産	土地、建物
農協ビル別館	賃貸資産	土地、建物
旧オートパル川上	遊休資産	土地
旧畑野川支所	遊休資産	土地、建物

#### (2) 減損損失の認識に至った経緯

興居島支所、松前農機、中央給油所、小野給油所、川上給油所、堀江給油所のそれぞれの施設については営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損

失として認識しました。

(株)伊予連合に賃貸している資産及び農協ビル別館他の資産は賃貸資産として、回収可能価額が帳簿価額まで達しないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

旧オートパル川上他の資産は遊休資産として、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

(3) 減損の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

興居島支所	10,183千円	(土地82千円、建物9,392千円、機械装置6千円、その他の有形固定資産701千円)
松前農機	11,926千円	(土地6,634千円、建物2,891千円、機械装置1,905千円、その他の有形固定資産494千円)
中央給油所	202千円	(土地199千円、建物2千円、その他の有形固定資産1千円)
小野給油所	500千円	(土地498千円、建物1千円、その他の有形固定資産1千円)
川上給油所	1,395千円	(土地1,391千円、その他の有形固定資産4千円)
堀江給油所	774千円	(土地765千円、その他の有形固定資産8千円)
(株)伊予連合	607千円	(土地569千円、建物27千円、その他の有形固定資産10千円)
堀江集荷場	463千円	(土地463千円)
旧オートパル久万	118千円	(土地115千円、建物3千円)
農協ビル別館	26,865千円	(土地22,816千円、建物4,048千円)
旧オートパル川上	1,004千円	(土地1,004千円)
旧畑野川支所	299千円	(土地295千円、建物3千円、その他の有形固定資産1千円)
合計	54,343千円	(土地34,836千円、建物16,370千円、機械装置1,912千円、その他の有形固定資産1,222千円)

(4) 回収可能価額の算定方法

固定資産の回収可能価額は正味売却可能価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額を合理的に調整し、算定しています。

## 六 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を愛媛県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債などの有価証券及び金銭の信託の信託財産を構成している投資信託による運用を行っています。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当JAが保有する金融資産は、主として当JA管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

貸出金は、経済環境等の状況の変化により、契約条件に従って債務履行がなされない可能性があります。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

### （3）金融商品に係るリスク管理体制

#### ① 信用リスクの管理

当J Aは、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に審査管理部を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

#### ② 市場リスクの管理

当J Aでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当J Aの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については、リスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い、経営層に報告しています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当J Aで保有している金融商品は、すべてトレーディング目的以外の金融商品です。当J Aにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当J Aでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.08%上昇したものと想定した場合には、経済価値が694,446千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件に係る未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	286,228,244	286,192,713	△35,530
金銭の信託	1,075,408	1,075,408	—
その他の金銭の信託	1,075,408	1,075,408	—
有価証券	26,077,970	26,077,970	—
その他有価証券	26,077,970	26,077,970	—
貸出金	66,939,187		
貸倒引当金（※1）	△977,159		
貸倒引当金控除後	65,962,027	67,109,334	1,147,306
資産計	379,343,649	380,455,425	1,111,776
貯金	375,878,519	375,843,460	△35,058
負債計	375,878,519	375,843,460	△35,058

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

(資産)

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下 OIS という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記③と同様の方法により評価しています。

③ 有価証券

有価証券のうち、国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価格によっています。

④ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合に乘じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

(負債)

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格の無い株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

科 目	貸借対照表計上額
外部出資(※1)	10,116,959

(※1) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

## (4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

科 目	1年以内	1年超～ 2年以内	2年超～ 3年以内	3年超～ 4年以内	4年超～ 5年以内	5年超
預金	283,228,244	3,000,000				
有価証券 ・ 其他有価証券のうち満期があるもの	800,000	1,000,000				24,700,000
貸出金(※1, 2)	7,401,100	3,375,686	4,423,408	3,930,315	2,799,001	44,224,314
合 計	291,429,344	7,375,686	4,423,408	3,930,315	2,799,001	68,924,314

(※1) 貸出金のうち、当座貸越 232,069 千円については「1年以内」に含めています。

(※2) 貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 785,360 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

## (5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

科 目	1年以内	1年超～ 2年以内	2年超～ 3年以内	3年超～ 4年以内	4年超～ 5年以内	5年超
貯金(※1)	250,766,284	36,077,687	68,854,351	10,045,972	10,028,812	105,414
合 計	250,766,284	36,077,687	68,854,351	10,045,972	10,028,812	105,414

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

## 七 有価証券に関する注記

## 1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

## 其他有価証券

其他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

項 目	種 類	貸借対照表 計上額	取得原価または 償却原価	評価差額
貸借対照表計上額が 取得原価または償却 原価を超えるもの	国 債	7,704,400	7,501,350	203,049
	社 債	1,007,920	1,000,000	7,920
	小計	8,712,320	8,501,350	210,969
貸借対照表計上額が 取得原価または償却 原価を超えないもの	国 債	14,556,050	14,955,328	△399,278
	社 債	2,809,600	3,000,000	△190,400
	小計	17,365,650	17,955,328	△589,678
合 計		26,077,970	26,456,678	△378,708

※ 上記差額から繰延税金資産 104,750 千円を加えた額△273,957 千円が、「其他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

種 類	売却額	売却益	売却損
国 債	477,980	—	9,060

3. 金銭の信託の保有目的区分別の内訳

- ①運用目的の金銭の信託 該当ありません。  
 ②満期保有目的の金銭の信託 該当ありません。  
 ③その他の金銭の信託

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額 (※1)	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの(※2)	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの(※2)
その他の金銭の信託	1,075,408	1,043,385	32,023	32,023	—

(※1) 上記の差額に繰延税金負債 8,857 千円を差し引いた額 23,165 千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(※2) 「貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

八 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付企業年金制度を採用しています。

2. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	3,390,272 千円
勤務費用	188,010 千円
数理計算上の差異の発生額	△374,185 千円
退職給付の支払額	<u>△194,191 千円</u>
期末における退職給付債務	3,009,905 千円

3. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,747,464 千円
期待運用収益	21,843 千円
数理計算上の差異の発生額	△1,448 千円
年金制度への拠出金	127,265 千円
退職給付の支払額	<u>△103,590 千円</u>
期末における年金資産	1,791,534 千円

4. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表	
退職給付債務	3,009,905 千円
確定給付型年金制度	<u>△1,791,534 千円</u>
未積立退職給付債務	1,218,370 千円
未認識数理計算上の差異	<u>232,742 千円</u>
貸借対照表計上額純額	1,451,112 千円
退職給付引当金	1,451,112 千円

5. 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	188,010 千円
期待運用収益	△21,843 千円
数理計算上の差異の費用処理額	<u>36,321 千円</u>
合計	202,488 千円

6. 年金資産の主な内訳

年金資産の合計額に対する主な分類ごとの比率は次のとおりです。

一般勘定	100%
------	------

7. 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

8. 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.84%
長期期待運用収益率	1.25%

9. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 30,579 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された 2023 年 3 月現在における 2032 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、269,868 千円となっています。

## 九 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

#### 繰延税金資産

退職給付引当金	401,377千円
減損損失	335,066千円
貸倒引当金	214,754千円
資産除去債務	79,572千円
賞与引当金	31,331千円
その他有価証券評価差額金	104,750千円
その他	<u>31,281千円</u>
繰延税金資産小計	1,198,135千円
評価性引当額	<u>△618,633千円</u>
繰延税金資産合計 (A)	579,502千円

#### 繰延税金負債

資産除去債務に係る固定資産	△4,148千円
その他有価証券評価差額金	<u>△8,857千円</u>
繰延税金負債合計 (B)	<u>△13,005千円</u>
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	566,496千円

### 2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.81%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.10%
住民税均等割等	2.84%
評価性引当額の増減	7.26%
その他	△0.22%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.25%

## 十 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 6. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

## 十一 その他の注記

### 1. リース取引に関する注記

リース会計基準等に基づく、当年度末におけるリース資産の内容は、次のとおりです。

<借手側>

#### (1) ファイナンス・リース取引

##### ①所有権移転ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

②所有権移転外ファイナンス・リース取引  
該当事項はありません。

(2) オペレーティング・リース取引

ファイナンス・リース取引以外の、所有権が当 J Aに移転しないオペレーティング・リース取引については、通常の賃貸取引に係る方法に準じた会計処理によ  
っています。なお、オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものはあり  
ません。また、解約可能なオペレーティング・リース取引の解約違約金の合計額  
は 13,047 千円です。

## 〈2023 年度〉

### 一 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

（1）子会社株式 : 移動平均法による原価法

#### （2）その他有価証券

① 時価のあるもの : 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

② 市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法

#### 2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに期末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。

#### 3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

（1）購買品 ..... 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

（2）販売品 ..... 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

（3）原材料 ..... 先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

#### 4. 固定資産の減価償却の方法

##### （1）有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

##### （2）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

#### 5. 引当金の計上基準

##### （1）貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証に

よる回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

また、50,000千円未満の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算出した金額を計上しています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込等の必要な修正を加えて算定しています。

すべての債権は、資産査定規程に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査担当部署が査定結果を監査しています。

## (2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

## (3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

### ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定率法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しています。

## (4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

## 6. 収益及び費用の計上基準

当JAは、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を適用しており、約束した財またはサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

### (1) 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業で

あり、当 J A は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

#### (2) 販売事業

組合員が生産した農畜産物を買取または委託により集荷して業者等に販売する事業であり、当 J A は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

#### (3) 保管事業

組合員が生産した米・麦等の農産物を保管・管理する事業であり、当 J A は販売先連合会等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この販売先連合会等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

#### (4) 加工事業

コイン精米機を設置して共同で利用する事業であり、当 J A は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者に対する履行義務は、施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

#### (5) その他事業

##### (育苗事業)

育苗センターを設置して、水稻や野菜の苗等を播種・育苗して組合員等に供給する事業であり、当 J A は利用者との契約に基づき、商品を引き渡す義務を負っています。この利用者に対する履行義務は、苗の引き渡しが完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

##### (葬祭事業)

葬祭施設等において葬儀等の執行を請け負う事業であり、当 J A は利用者との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者に対する履行義務は、葬儀等の執行が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

##### (ライスセンター事業)

ライスセンターの施設を設置して、共同で利用する事業であり、当 J A は利用者との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者に対する履行義務は、施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

### 7. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

### 8. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」と表示し、金額が零のものについては「-」と表示しています。

## 9. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

### (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当J Aは、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

### (2) 当J Aが代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当J Aが代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当J Aが代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

## 二 会計上の見積りに関する注記

### 貸倒引当金

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 950,927 千円

#### (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

##### ① 算定方法

「一 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「5. 引当金の計上基準」の「(1) 貸倒引当金」に記載しています。

##### ② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。

「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

##### ③ 事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 三 貸借対照表に関する注記

### 1. 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は2,125,874千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物 1,115,057千円 機械装置 839,747千円 その他の有形固定資産 171,069千円

### 2. 担保に供している資産

定期預金10,000,000千円を借入金(当座借越)の担保に供しています。

定期預金 10,000,000千円

3. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務	
子会社等に対する金銭債権の総額	29,668 千円
子会社等に対する金銭債務の総額	373,601 千円

4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務	
理事及び監事に対する金銭債権の総額	307,500千円
理事及び監事に対する金銭債務の総額	－ 千円

5. 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ (2) (i) から (iv) までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 1,025,065 千円、危険債権額はありませぬ。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により、経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く）です。

債権のうち、三月以上延滞債権額はありませぬ。

なお、三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しないものです。

債権のうち、貸出条件緩和債権額は 15,015 千円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は 1,040,080 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

6. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(1998 年 3 月 31 日公布法律第 34 号) 及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- 再評価を行った年月日 1999 年 3 月 31 日
- 再評価を行った土地の当年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 3,325,405 千円
- 同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令 (1998 年 3 月 31 日公布政令第 119 号) 第 2 条第 3 号に定める、当該事業用の土地について地方税法第 341 条第 10 号の土地課税台帳または同条第 11 号の土地補充課税台帳に登録されている価格 (固定資産税評価額)

に合理的な調整を行って算出しました。

#### 四 損益計算書に関する注記

##### 1. 子会社等との取引高の総額

(1) 子会社等との取引による収益総額	202,551千円
うち事業取引高	122,674千円
うち事業取引以外の取引高	79,876千円
(2) 子会社等との取引による費用総額	56,625千円
うち事業取引高	55,409千円
うち事業取引以外の取引高	1,215千円

##### 2. 減損損失に関する注記

###### (1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産または資産グループの概要

当JAでは、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業用店舗は支所ごと、もしくは個別の事業ごとに、また業務外固定資産（賃貸資産と遊休資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本所及び選果場や集荷場等の営農施設は、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。また、育苗場や産直市及び茶業事業については、当JA管内の組合員が利用する共同施設であり、今後も農業生産の維持拡大と農業所得の向上にむけて継続すべき事業であるため共用資産と認識しています。なお、明神店舗・畑野川SS・直瀬店舗及びライスセンター事業は、損益状況に関わらず今後も久万管内の組合員のために継続すべき施設であるため久万地区共用資産と認識しています。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、下記のとおりです。

場 所	用 途	種 類
興居島支所	営業用店舗	土地、建物、その他の有形固定資産
松前農機	営業用店舗	土地、建物、機械装置、その他の有形固定資産
中央給油所	営業用店舗	土地、建物、その他の有形固定資産
小野給油所	営業用店舗	土地、建物、その他の有形固定資産
川上給油所	営業用店舗	土地、建物、その他の有形固定資産
堀江集荷場	賃貸資産	土地、建物
御手洗店舗	遊休資産	土地
旧オートパル川上	遊休資産	土地
旧河中店舗	遊休資産	土地、建物、その他の有形固定資産
旧堀江給油所	遊休資産	土地、その他の有形固定資産

###### (2) 減損損失の認識に至った経緯

興居島支所、松前農機、中央給油所、小野給油所、川上給油所のそれぞれの施設については営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

堀江集荷場は賃貸資産として、回収可能価額が帳簿価額まで達しないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

旧堀江給油所他の資産は遊休資産として、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

(3) 減損の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

興居島支所	3,777千円	(土地9千円、建物3,546千円、その他の有形固定資産221千円)
松前農機	11千円	(土地6千円、建物2千円、機械装置1千円、その他の有形固定資産0千円)
中央給油所	373千円	(土地367千円、建物4千円、その他の有形固定資産0千円)
小野給油所	547千円	(土地546千円、建物1千円、その他の有形固定資産0千円)
川上給油所	5,293千円	(土地5,104千円、建物177千円、その他の有形固定資産11千円)
堀江集荷場	9,153千円	(土地7,863千円、建物1,289千円)
御手洗店舗	2千円	(土地2千円)
旧オートパル川上	880千円	(土地880千円)
旧河中店舗	1,683千円	(土地1,296千円、建物373千円、その他有形固定資産13千円)
<u>旧堀江給油所</u>	<u>15,247千円</u>	<u>(土地11,083千円、その他の有形固定資産4,164千円)</u>
合計	36,971千円	(土地27,160千円、建物5,396千円、機械装置1千円、その他の有形固定資産4,412千円)

(4) 回収可能価額の算定方法

固定資産の回収可能価額は正味売却可能価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額を合理的に調整し、算定しています。

## 五 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を愛媛県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債などの有価証券及び金銭の信託の信託財産を構成している投資信託による運用を行っています。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当JAが保有する金融資産は、主として当JA管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

貸出金は、経済環境等の状況の変化により、契約条件に従って債務履行がなされない可能性があります。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### ① 信用リスクの管理

当 J A は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に審査管理部を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

#### ② 市場リスクの管理

当 J A では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した A L M を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当 J A の保有有価証券ポートフォリオの状況や A L M など を考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する A L M 委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び A L M 委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については、リスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い、経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当 J A で保有している金融商品は、すべてトレーディング目的以外の金融商品です。当 J A において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当 J A では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後 1 年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が 0.39% 上昇したものと想定した場合には、経済価値が 2,878,095 千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件に係る未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	278,576,440	278,397,489	△178,950
金銭の信託	1,065,237	1,065,237	—
その他の金銭の信託	1,065,237	1,065,237	—
有価証券	18,316,884	18,316,884	—
その他有価証券	18,316,884	18,316,884	—
貸出金	69,981,376		
貸倒引当金（※1）	△947,072		
貸倒引当金控除後	69,034,304	68,027,901	△1,006,403
資産計	366,992,865	365,807,511	△1,185,354
貯金	364,217,327	363,936,551	△280,775
負債計	364,217,327	363,936,551	△280,775

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

(資産)

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下 OIS という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記③と同様の方法により評価しています。

③ 有価証券

有価証券のうち、国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価格によっています。

④ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合に乘じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

(負債)

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格の無い株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

科 目	貸借対照表計上額
外部出資(※1)	10,121,344

(※1) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

## (4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

科 目	1年以内	1年超～ 2年以内	2年超～ 3年以内	3年超～ 4年以内	4年超～ 5年以内	5年超
預金	278,576,440	—	—	—	—	—
有価証券 ・ 其他有価証券のうち満期があるもの	1,000,000	—	—	—	—	18,700,000
貸出金(※1, 2)	6,158,807	4,774,190	4,747,365	3,035,147	3,004,283	47,401,639
合 計	285,735,247	4,774,190	4,747,365	3,035,147	3,004,283	66,101,639

(※1) 貸出金のうち、当座貸越 224,337 千円については「1年以内」に含めています。

(※2) 貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 859,942 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

## (5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

科 目	1年以内	1年超～ 2年以内	2年超～ 3年以内	3年超～ 4年以内	4年超～ 5年以内	5年超
貯金(※1)	249,945,129	66,107,631	26,617,793	10,577,435	10,946,985	22,352
合 計	249,945,129	66,107,631	26,617,793	10,577,435	10,946,985	22,352

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

## 六 有価証券に関する注記

## 1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

## 其他有価証券

其他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

項 目	種 類	貸借対照表 計上額	取得原価または 償却原価	評価差額
貸借対照表計上額が 取得原価または償却 原価を超えるもの	国 債	1,036,700	1,013,905	22,794
	社 債	2,054,200	2,000,000	54,200
	小計	3,090,900	3,013,905	76,994
貸借対照表計上額が 取得原価または償却 原価を超えないもの	国 債	14,211,200	15,483,275	△1,272,075
	社 債	1,014,784	1,200,000	△185,216
	小計	15,225,984	16,683,275	△1,457,291
合 計		18,316,884	19,697,181	△1,380,297

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

種 類	売却額	売却益	売却損
国 債	11,487,763	160,439	59,733

3. 金銭の信託の保有目的区分別の内訳

- ①運用目的の金銭の信託 該当ありません。  
 ②満期保有目的の金銭の信託 該当ありません。  
 ③その他の金銭の信託

(単位：千円)

項目	貸借対照表計上額	取得原価	差額 (※1)	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの (※1)	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの (※1)
その他の金銭の信託	1,065,237	1,042,329	22,907	22,907	—

(※1) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

七 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付企業年金制度を採用しています。

2. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	3,009,905 千円
勤務費用	162,008 千円
利息費用	25,283 千円
数理計算上の差異の発生額	7,906 千円
<u>退職給付の支払額</u>	<u>△238,937 千円</u>
期末における退職給付債務	2,966,167 千円

3. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,791,534 千円
期待運用収益	22,394 千円
数理計算上の差異の発生額	△1,712 千円
年金制度への拠出金	121,286 千円
<u>退職給付の支払額</u>	<u>△118,703 千円</u>
期末における年金資産	1,814,799 千円

4. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表	
退職給付債務	2,966,167 千円
確定給付型年金制度	△1,814,799 千円
未積立退職給付債務	1,151,367 千円
未認識数理計算上の差異	175,177 千円
貸借対照表計上額純額	1,326,545 千円
退職給付引当金	1,326,545 千円

5. 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	162,008 千円
利息費用	25,283 千円
期待運用収益	△22,394 千円
数理計算上の差異の費用処理額	△47,944 千円
合 計	116,953 千円

6. 年金資産の主な内訳

年金資産の合計額に対する主な分類ごとの比率は次のとおりです。

一般勘定	100%
------	------

7. 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

8. 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.84%
長期期待運用収益率	1.25%

9. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 29,660 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された 2024 年 3 月現在における 2032 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、236,976 千円となっています。

## 八 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

#### 繰延税金資産

退職給付引当金	366,922 千円
減損損失	309,512 千円
貸倒引当金	204,019 千円
資産除去債務	81,340 千円
賞与引当金	30,698 千円
その他有価証券評価差額金	381,790 千円
<u>その他</u>	<u>34,317 千円</u>
繰延税金資産小計	1,408,601 千円
評価性引当額	△724,810 千円
繰延税金資産合計 (A)	683,790 千円

#### 繰延税金負債

資産除去債務に係る固定資産	△3,604 千円
<u>その他有価証券評価差額金</u>	<u>△6,336 千円</u>
繰延税金負債合計 (B)	△9,941 千円
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	673,849 千円

### 2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.94%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.67%
住民税均等割等	1.71%
評価性引当額の増減	△4.51%
<u>その他</u>	<u>△0.08%</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.05%

## 九 収益認識に関する注記

「一 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「6. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

## 十 その他の注記

### リース取引に関する注記

リース会計基準等に基づく、当年度末におけるリース資産の内容は、次のとおりです。

#### <借手側>

##### (1) ファイナンス・リース取引

###### ①所有権移転ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

###### ②所有権移転外ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

(2) オペレーティング・リース取引

ファイナンス・リース取引以外の、所有権が当 J A に移転しないオペレーティング・リース取引については、通常の賃貸取引に係る方法に準じた会計処理によっています。なお、オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものはありません。また、解約可能なオペレーティング・リース取引の解約違約金の合計額は 46,822 千円です。

#### 4. 剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	2022年度	2023年度
1 当期末処分剰余金	595,444,639	864,541,453
(1) 当期剰余金	266,884,241	513,126,919
(2) 当期首繰越剰余金	319,995,982	334,892,053
(3) 再評価差額金取崩額	8,564,416	16,522,481
2 剰余金処分額	260,552,586	418,733,964
(1) 利益準備金	60,000,000	110,000,000
(2) 任意積立金 (うち経営安定化対策積立金)	100,000,000 (100,000,000)	200,000,000 (200,000,000)
(3) 出資配当金	100,552,586	108,733,964
3 次期繰越剰余金	334,892,053	445,807,489

(注) 1. 出資に対する配当金の配当割合は、次のとおりです。

出資に対する配当の割合

2022年度 2%                      2023年度 2%

2. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、積立基準等は次のとおりです。

種類	積立目的	積立目標額	積立基準	取崩基準	当期の積立額
営農振興積立金	営農指導事業の改善発達による地域営農振興と営農指導に係る費用の一部を財務収益で確保する。	10億円	毎事業年度の剰余金の10分の1に相当する金額以上の金額を積み立てる。	農業振興等に係る予測しない事態が将来発生し、多額の出費を伴う場合には総代会の決議を得て取崩す。	累計額 (10億円)
信用事業基盤強化積立金	金融環境の変化と循環的な金利変動の歪みを緩和し、組合員の期待と信頼に応える金融機関としての十分な機能発揮ができる経営体質の強化に資する。	10億円	毎事業年度の剰余金の10分の1に相当する金額以上の金額を積み立てる。	金利変動等により金融事業等の収支が著しく悪化した場合、理事会の決議により取崩す。	累計額 (10億円)
経営安定化対策積立金	有価証券の減損損失及び売却損、固定資産の減損損失及び固定資産の撤去・除去並びに修繕等による支出、会計変更等の影響に伴う多額の費用処理、その他上記に準ずる支出または組合の財務に大きな影響を及ぼす損失・支出に対応する。	20億円	毎事業年度の剰余金の10分の1に相当する金額以上の金額を積み立てる。	目的による事由が発生したときに理事会の決議により取崩し、総代会において報告する。	2億円 累計額 (20億円)

3. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

2022年度 14,000,000円                      2023年度 26,000,000円

## 5. 部門別損益計算書

(2022年度)

(単位：千円)

区 分	計	信 用 事 業	共 済 事 業	農業関連 事 業	生活その 他事業	営 農 指導事業	共通管理 費等
事業収益 ①	7,002,427	3,093,111	830,924	2,089,946	984,541	3,905	
事業費用 ②	2,909,659	418,366	64,362	1,575,785	840,678	10,468	
事業総利益 ③ = (① - ②)	4,092,769	2,674,745	766,562	514,161	143,863	△6,563	
事業管理費 ④	3,712,576	1,770,022	736,315	782,189	274,221	149,828	
(うち減価償却費) ⑤	(119,798)	(48,847)	(15,603)	(39,029)	(5,281)	(11,039)	
(うち人件費) ⑤'	(2,747,203)	(1,252,610)	(598,204)	(565,202)	(217,964)	(113,223)	
※うち共通管理費⑥		259,835	95,514	75,957	31,802	10,009	△473,116
(うち減価償却費)⑦		(41,859)	(15,387)	(12,237)	(5,123)	(1,612)	(△76,218)
(うち人件費) ⑦'		(143,789)	(52,856)	(42,033)	(17,599)	(5,539)	(△261,815)
事業利益 ⑧ = (③ - ④)	380,193	904,723	30,247	△268,028	△130,358	△156,391	
事業外収益 ⑨	378,268	145,835	53,608	43,418	129,791	5,618	
※うち共通分 ⑩		145,835	53,608	42,631	17,849	5,618	△265,540
事業外費用 ⑪	298,716	128,800	47,346	37,652	79,958	4,961	
※うち共通分 ⑫		128,800	47,346	37,652	15,764	4,961	△234,524
経常利益 ⑬ = (⑧ + ⑨ - ⑪)	459,745	921,758	36,509	△262,262	△80,525	△155,734	
特別利益 ⑭	16,654	4,029	1,481	1,178	493	9,472	
※うち共通分 ⑮		4,029	1,481	1,178	493	155	△7,337
特別損失 ⑯	70,422	33,559	12,336	9,810	4,107	10,609	
※うち共通分 ⑰		33,559	12,336	9,810	4,107	1,293	△61,107
税引前当期利益 ⑱ = (⑬ + ⑭ - ⑯)	405,977	892,228	25,654	△270,894	△84,139	△156,871	
営農指導事業分 配賦額 ⑲		88,016	32,354	25,729	10,772	△156,871	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ⑳ = (⑱ - ⑲)	405,977	804,212	△6,700	△296,624	△94,912		

(注1) 上記の事業利益及び事業費用の「計」欄は、各事業の収益及び費用の単純合計値を記載しており、各事業間の内部損益(事業収益及び事業費用ともに49,202千円)を控除していないため、損益計算書の事業収益及び事業費用と一致しません。

(注2) ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注3) 農業関連事業には、生産資材・保管・販売・加工・育苗・営農基地・農機・産直市・茶業・ライセンスターが含まれています。また、生活その他事業には、生活資材・給油所・不動産・葬祭が含まれています。

### 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

「人頭割(50%) + 事業総利益割(50%)」

### 2. 配分割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

区 分	信 用 事 業	共 済 事 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	計
共通管理費等	54.92	20.19	16.05	6.72	2.12	100.00
営農指導事業	56.12	20.62	16.40	6.87		100.00

## (2023年度)

(単位：千円)

区 分	計	信 用 事 業	共 済 事 業	農業関連 事 業	生活その 他事業	営 農 指導事業	共通管理 費等
事業収益 ①	7,009,505	3,199,689	817,386	2,030,504	958,334	3,590	
事業費用 ②	2,873,716	449,465	74,880	1,509,225	820,727	19,416	
事業総利益 ③ = (① - ②)	4,135,789	2,750,224	742,506	521,279	137,606	△15,826	
事業管理費 ④	3,703,793	1,760,450	709,407	802,712	274,926	156,296	
(うち減価償却費) ⑤	(116,856)	(41,580)	(12,625)	(48,970)	(3,844)	(9,835)	
(うち人件費) ⑤'	(2,701,938)	(1,232,801)	(572,916)	(562,132)	(217,150)	(116,937)	
※うち共通管理費⑥		248,777	86,959	72,167	30,032	10,309	△448,247
(うち減価償却費)⑦		(35,280)	(12,332)	(10,234)	(4,259)	(1,462)	(△63,568)
(うち人件費)⑦'		(136,258)	(47,629)	(39,527)	(16,449)	(5,646)	(△245,510)
事業利益 ⑧ = (③ - ④)	431,995	989,773	33,099	△281,433	△137,320	△172,123	
事業外収益 ⑨	381,529	150,788	52,707	44,524	127,260	6,248	
※うち共通分 ⑩		150,788	52,707	43,742	18,203	6,248	△271,690
事業外費用 ⑪	81,153	10,027	3,504	2,908	64,296	415	
※うち共通分 ⑫		10,027	3,504	2,908	1,210	415	△18,066
経常利益 ⑬ = (⑧ + ⑨ - ⑪)	732,372	1,130,534	82,302	△239,817	△74,356	△166,289	
特別利益 ⑭	10,945	1,419	496	411	171	8,447	
※うち共通分 ⑮		1,419	496	411	171	58	△2,556
特別損失 ⑯	67,704	32,920	11,507	9,549	3,974	9,752	
※うち共通分 ⑰		32,920	11,507	9,549	3,974	1,364	△59,315
税引前当期利益 ⑱ = (⑬ + ⑭ - ⑯)	675,613	1,099,033	71,290	△248,955	△78,159	△167,595	
営農指導事業分 配賦額 ⑲		94,785	33,384	27,849	11,575	△167,595	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ⑳ = (⑱ - ⑲)	675,613	1,004,248	37,905	△276,805	△89,735		

(注1) 上記の事業利益及び事業費用の「計」欄は、各事業の収益及び費用の単純合計値を記載しており、各事業間の内部損益(事業収益及び事業費用ともに45,494千円)を控除していないため、損益計算書の事業収益及び事業費用と一致しません。

(注2) ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注3) 農業関連事業には、生産資材・保管・販売・加工・育苗・営農基地・農機・産直市・茶業・ライセンスターが含まれています。また、生活その他事業には、生活資材・給油所・車両・不動産・葬祭が含まれています。

## 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

「人頭割(50%) + 事業総利益割(50%)」

## 2. 配分割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

区 分	信 用 事 業	共 済 事 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	計
共通管理費等	55.50	19.40	16.10	6.70	2.30	100.00
営農指導事業	56.56	19.92	16.62	6.90		100.00

## 6. 会計監査人の監査

2022 年度及び 2023 年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第 37 条の 2 第 3 項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

## Ⅱ 損益の状況

### 1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

項 目	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
経常収益（事業収益）	7,761	7,173	6,951	7,002	7,009
信用事業収益	3,531	3,347	3,226	3,093	3,199
共済事業収益	951	918	925	830	817
農業関連事業収益	2,093	2,007	1,801	2,089	2,030
その他事業収益	1,186	902	997	988	961
経常利益	537	518	677	459	732
当期剰余金	497	248	433	266	513
出資金 （出資口数）	3,628 (3,628,184)	4,255 (4,255,202)	4,830 (4,830,631)	5,295 (5,295,881)	5,703 (5,703,264)
純資産額	19,830	20,694	21,612	21,993	21,925
総資産額	426,819	420,491	414,118	403,999	392,070
貯金等残高	398,773	393,254	385,666	375,878	364,217
貸出金残高	47,715	59,056	63,267	66,939	69,981
有価証券残高	7,270	6,089	4,724	26,077	18,316
剰余金配当金額	63	78	89	100	108
出資配当額	63	78	89	100	108
事業利用分量配当額	—	—	—	—	—
職員数	470	447	448	430	421
単体自己資本比率	12.42	13.13	13.99	15.01	16.04

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。  
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。  
 3. 信託業務の取り扱いは行っていません。  
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

### 2. 利益総括表

(単位：百万円、%)

項 目	2022年度	2023年度	増 減
資金運用収支	2,667	2,620	△47
役務取引等収支	54	47	△7
その他信用事業収支	△47	82	129
信用事業粗利益 (信用事業粗利益率)	2,713 ( 0.7)	2,768 ( 0.73)	55 ( 0.03)
事業粗利益 (事業粗利益率)	4,177 ( 0.99)	4,232 ( 1.03)	55 ( 0.04)
事業純益	534	633	99
実質事業純益	465	528	63
コア事業純益	474	427	△47
コア事業純益 (投資信託解約損益を 除く。)	474	427	△47

### 3. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	2022年度			2023年度		
	平均残高	利 息	利 回	平均残高	利 息	利 回
資金運用勘定	385,231	2,527	0.66	376,199	2,495	0.66
うち預金	301,492	1,554	0.52	284,484	1,472	0.52
うち有価証券	19,007	218	1.15	22,937	257	1.12
うち貸出金	64,732	755	1.17	68,778	766	1.11
資金調達勘定	381,567	193	0.05	371,518	181	0.05
うち貯金・定期積金	381,453	192	0.05	371,504	181	0.05
うち借入金	114	0.6	0.53	14	0.11	0.78
総資金利ざや	—	—	0.21	—	—	0.21

(注) 1. 総資金利ざや=資金運用利回り－資金調達原価率(資金調達利回+経費率)

\* 経費率=信用部門の事業管理費/資金調達勘定(貯金・定期積金+借入金)平均残高

2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連(又は中金)からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

### 4. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	2022年度増減額	2023年度増減額
受 取 利 息	△72	△32
うち預金	△195	△82
うち有価証券	115	39
うち貸出金	8	11
支 払 利 息	△80	△12
うち貯金・定期積金	△81	△11
うち借入金	0.5	△0.49
差 引	8	△20

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、信連(又は中金)からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

### Ⅲ 事業の概況

#### 1. 信用事業

##### (1) 貯金に関する指標

###### ① 科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	2022年度	2023年度	増 減
流動性貯金	97,449 (25.5)	102,327 (27.5)	4,878
定期性貯金	284,004 (74.5)	269,176 (72.5)	△14,828
合 計	381,453 (100.0)	371,504 (100.0)	△9,949

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金＋別段貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

3. ( ) 内は構成比です。

###### ② 定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種 類	2022年度	2023年度	増 減
定期貯金	273,325 (100.0)	257,390 (100.0)	△15,935
うち固定金利定期	273,321 (99.9)	257,386 (99.9)	△15,935
うち変動金利定期	4 (0.1)	4 (0.1)	0

(注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

3. ( ) 内は構成比です。

##### (2) 貸出金等に関する指標

###### ① 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	2022年度	2023年度	増 減
手形貸付	439 (0.7)	346 (0.5)	△93
証書貸付	64,046 (98.9)	68,203 (99.2)	4,157
当座貸越	246 (0.4)	228 (0.3)	△18
合 計	64,731 (100.0)	68,778 (100.0)	4,047

(注) ( ) 内は構成比です。

###### ② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	2022年度	2023年度	増 減
固定金利貸出	63,794 (95.3)	66,876 (95.6)	3,082
変動金利貸出	2,874 (4.3)	2,861 (4.1)	△13
そ の 他	271 (0.4)	243 (0.3)	△28
合 計	66,940 (100.0)	69,981 (100.0)	3,041

(注) ( ) 内は構成比です。

### ③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	2022年度	2023年度	増 減
貯金・定期積金等	487	384	△103
不 動 産	—	—	—
その 他 担 保 物	548	449	△99
小 計	1,035	833	△202
農業信用基金協会保証	37,714	39,150	1,436
そ の 他 保 証	—	—	—
小 計	37,714	39,150	1,436
信 用	28,190	29,996	1,806
合 計	66,940	69,981	3,041

### ④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

### ⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	2022年度	2023年度	増 減
設 備 資 金	54,252 ( 81.0)	56,383 ( 80.6)	2,131
運 転 資 金	12,688 ( 19.0)	13,598 ( 19.4)	910
合 計	66,940 (100.0)	69,981 (100.0)	3,041

(注) ( ) 内は構成比です。

### ⑥ 貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	2022年度	2023年度	増 減
農業	7,437 ( 11.1)	7,051 ( 10.1)	△386
林業	106 ( 0.2)	128 ( 0.2)	22
水産業	46 ( 0.1)	45 ( 0.1)	△1
製造業	4,165 ( 6.2)	4,593 ( 6.6)	428
鉱業	100 ( 0.1)	121 ( 0.1)	21
建設・不動産業	6,283 ( 9.4)	7,177 ( 10.2)	894
電気・ガス・熱供給水道業	1,296 ( 1.9)	1,409 ( 2.0)	113
運輸・通信業	3,567 ( 5.3)	3,753 ( 5.4)	186
金融・保険業	13,984 ( 20.9)	14,896 ( 21.3)	912
卸売・小売・サービス業・飲食業	16,597 ( 24.8)	17,132 ( 24.5)	535
地方公共団体	153 ( 0.2)	147 ( 0.2)	△6
非営利法人	— ( —)	— ( —)	—
その他	13,206 ( 19.8)	13,529 ( 19.3)	323
合 計	66,940 (100.0)	69,981 (100.0)	3,041

(注) ( ) 内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

## ⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

### 1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	2022年度	2023年度	増 減
農業	276	302	26
穀作	105	98	△7
野菜・園芸	14	16	2
果樹・果樹農業	11	9	△2
工芸作物	—	—	—
養豚・肉牛・酪農	2	1	△1
養鶏・養卵	—	—	—
養蚕	—	—	—
その他農業	144	178	34
農業関連団体等	—	—	—
合 計	276	302	26

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農事法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

### 2) 資金種類別

[貸出金]

(単位：百万円)

種 類	2022年度	2023年度	増 減
プロパー資金	168	200	32
農業制度資金	108	102	△6
農業近代化資金	63	52	△11
その他制度資金	44	50	6
合 計	276	302	26

(注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. その他の制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

[受託貸付金]

(単位：百万円、%)

種 類	2022年度	2023年度	増 減
日本政策金融公庫資金	—	—	—
合 計	—	—	—

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債 権 区 分		債権額	保 全 額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権 及びこれらに 準ずる債権	2022年度	985	193	7	785	985
	2023年度	1,025	159	6	860	1,025
危 険 債 権	2022年度	0	0	0	0	0
	2023年度	0	0	0	0	0
要 管 理 債 権	2022年度	17	17	0	0	17
	2023年度	15	2	0	13	15
三月以上 延滞債権	2022年度	0	0	0	0	0
	2023年度	0	0	0	0	0
貸出条件 緩和債権	2022年度	17	17	0	0	17
	2023年度	15	2	0	13	15
小 計	2022年度	1,002	210	7	785	1,002
	2023年度	1,040	161	6	873	1,040
正 常 債 権	2022年度	65,984				
	2023年度	68,996				
合 計	2022年度	66,986				
	2023年度	70,036				

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と 5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

＜自己査定債務者区分＞

信用事業総与信		信用事業以外の与信
貸出金	その他の債権	
破綻先		
実質破綻先		
破綻懸念先		
要管理先		
その他要注意先		
正常先		

対象債権

- 破綻先  
法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者
- 実質破綻先  
法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがなく、再建の状況にあると認められる等実質的に経営破綻に陥っている債務者
- 破綻懸念先  
現状経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
- 要管理先  
要注意先の債務者のうち当該債務者の債権の全部または一部が次に掲げる要管理先債権である債務者
  - 3か月以上延滞債権
  - 元金または利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞している貸出債権
  - 貸出条件緩和債権
 経済的困難に陥った債務者の再建または支援をはかり、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権
- その他の要注意先  
要管理先以外の要注意先に属する債務者
- 正常先  
業況が良好、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

＜金融再生法債権区分＞

信用事業総与信		信用事業以外の与信
貸出金	その他の債権	
破産更正債権及びこれらに準ずる債権		
危険債権		
要管理債権		
正常債権		

- 破産更正債権及びこれらに準ずる債権  
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権
- 危険債権  
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権
- 要管理債権  
3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権
- 正常債権  
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、同項第一号から第三号までに掲げる債権以外のものに区分される債権

＜リースク管理債権＞

信用事業総与信		信用事業以外の与信
貸出金	その他の債権	
破綻先債権		
延滞債権		
3か月以上延滞債権		
貸出条件緩和債権		

- 破綻先債権  
元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未取利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未取利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第九十六条第一項第三号のイからホまでに掲げる事由又は同項第四号に規定する事由が生じている貸出金
- 延滞債権  
未取利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支拂を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金
- 3か月以上延滞債権  
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（破綻先債権及び延滞債権を除く）
- 貸出条件緩和債権  
債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権を除く）

⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	2022年度					2023年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	261	192	—	261	192	192	87	—	192	87
個別貸倒引当金	731	787	—	731	787	787	863	16	771	863
合 計	992	980	—	992	980	980	950	16	964	950

⑪ 貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	2022年度	2023年度
貸出金償却額	—	16

(3) 内国為替取扱実績

(単位：件、百万円)

種 類		2022年度		2023年度	
		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送金・振込為替	件 数	50,349	317,870	49,309	326,434
	金 額	38,229	52,495	35,494	55,465
代金取立為替	件 数	21	15	12	1
	金 額	178	46	35	0
雑 為 替	件 数	1,959	1,248	1,804	951
	金 額	1,135	3,101	992	2,617
合 計	件 数	52,329	319,133	51,125	327,386
	金 額	39,543	55,643	36,522	58,082

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	2022年度	2023年度	増 減
国 債	14,124	18,117	3,993
社 債	3,881	3,818	△63
その他の証券	—	—	—
合 計	18,005	21,936	3,931

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
2022年度								
国 債	—	—	—	—	—	22,260	—	22,260
社 債	798	978	—	—	1,008	1,034	—	3,818
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	798	978	—	—	1,008	23,294	—	26,078
2023年度								
国 債	—	—	—	—	—	15,247	—	15,247
社 債	1,003	—	—	1,050	—	1,014	—	3,068
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	1,003	—	—	1,050	—	16,262	—	18,316

(5) 有価証券等の時価情報等

① 有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

(単位：百万円)

	2022年度		2023年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に 含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に 含まれた評価差額
売買目的有価証券	—	—	—	—

[満期保有目的の債券]

(単位：百万円)

	2022年度			2023年度		
	貸借対照 表計上額	時 価	差 額	貸借対照 表計上額	時 価	差 額
満期保有目的	—	—	—	—	—	—

[その他有価証券]

(単位：百万円)

	種 類	2022年度			2023年度		
		貸借対照表計上額	取得原価 又は償却原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価 又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債権	—	—	—	—	—	—
	国債	7,704	7,501	203	1,036	1,013	22
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	1,008	1,000	8	2,054	2,000	54
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
小計	8,712	8,501	211	3,090	3,013	76	
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債権	—	—	—	—	—	—
	国債	14,556	14,955	△399	14,211	15,483	△1,272
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	2,810	3,000	△190	1,014	1,200	△185
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
小計	17,366	17,955	△589	15,225	16,683	△1,457	
合 計		26,078	26,456	△378	18,316	19,697	△1,380

② 金銭の信託の時価情報

[その他の金銭の信託]

(単位：百万円)

	2022年度					2023年度				
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	1,075	1,043	32	32	—	1,065	1,042	22	22	—

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

## 2. 共済取扱実績

### (1) 長期共済保有高

(単位：件、千円)

種 類		2022年度		2023年度	
		件数	金額	件数	金額
生命系	終身共済	19,375	127,398,051	19,610	121,480,768
	定期生命共済	242	2,140,600	344	3,314,500
	養老生命共済	9,411	35,155,615	8,668	30,133,286
	うちこども共済	6,674	15,755,221	6,652	15,003,121
	医療共済	10,894	6,817,500	11,007	6,000,500
	がん共済	4,469	839,000	4,476	809,000
	定期医療共済	867	1,178,400	792	1,043,000
	介護共済	1,553	3,136,001	1,723	3,674,252
	認知症共済	114		172	
	生活障害共済	736		779	
	特定重度疾病共済	645		716	
	年金共済	9,404	15,000	9,482	15,000
建物更生共済		20,545	244,232,072	20,210	242,250,454
合 計		78,255	420,912,240	77,979	408,720,762

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む))を記載しています。

### (2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類		2022年度		2023年度	
		件数	金額	件数	金額
医 療 共 済		10,894	47,502	11,007	42,533
が ん 共 済		4,469	23,778	4,476	23,781
定 期 医 療 共 済		867	4,095	792	3,732
合 計		16,230	75,376	16,275	70,046

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類	2022年度		2023年度	
	件数	金額	件数	金額
介 護 共 済	1,553	4,076,905	1,723	4,711,201
認 知 症 共 済	114	224,400	172	306,000
生活障害共済（一時金型）	593	2,197,200	620	2,425,000
生活障害共済（定期年金型）	143	116,240	159	132,880
特 定 重 度 疾 病 共 済	645	1,261,900	716	1,312,600

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：件、千円)

種 類	2022年度		2023年度	
	件数	金額	件数	金額
年 金 開 始 前	7,455	4,440,419	7,478	4,446,962
年 金 開 始 後	1,949	759,009	2,004	774,311
合 計	9,404	5,199,429	9,482	5,221,273

(注) 金額は、年金年額を記載しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位：件、千円)

種 類	2022年度			2023年度		
	件数	金額	掛金	件数	金額	掛金
火 災 共 済	3,473	37,802,090	33,519	3,336	35,974,440	31,646
自 動 車 共 済	15,565	/	662,550	15,677	/	675,244
傷 害 共 済	6,588	20,167,900	14,427	10,544	34,716,100	14,536
賠償責任共済	669	/	1,169	629	/	1,128
自 賠 責 共 済	6,067	/	108,077	6,322	/	102,844
合 計	32,362	/	819,744	36,508	/	825,400

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

### 3. 農業・生活その他事業取扱実績

#### (1) 購買品（生産資材）取扱実績

(単位：百万円)

種 類	2022年度		2023年度	
	供給高・取扱高	粗収益	供給高・取扱高	粗収益
肥 料	326	33	330	43
農 薬	221	15	219	15
飼 料	23	1	20	1
農業機械	151	11	93	17
自動車 (除く二輪)	44	1	—	—
そ の 他	252	50	260	53
合 計	1,020	111	924	132

#### (2) 受託販売品取扱実績

(単位：百万円)

種 類	2022年度		2023年度	
	販売高	手数料	販売高	手数料
米	18	1	20	1
麦	19	1	22	1
豆・雑穀	—	—	—	—
野 菜	967	19	1,007	19
果 実	435	6	211	3
花き・花木	89	1	80	1
畜 産 物	116	1	83	1
その他	72	8	66	8
合 計	1,718	39	1,492	36

#### (3) 買取販売品取扱実績

(単位：百万円)

種 類	2022年度		2023年度	
	販売高	粗収益	販売高	粗収益
米	548	34	576	39

#### (4) 保管事業取扱実績

(単位：百万円)

項 目	2022年度	2023年度
収 益	33	25
費 用	11	11
損 益	21	13

#### (5) 加工事業取扱実績

(単位：百万円)

項 目	2022年度	2023年度
収 益	27	26
費 用	4	4
損 益	22	21

#### (6) 農業経営事業取扱実績

	種類	経営規模 (単位：a)	当期販売高 (単位：万円)
法第11条の50第1項 第1号の事業	新テッポウユリ種子	3.6	67
	新テッポウユリ		10
	合計	3.6	78

#### 4. 購買品（生活資材）取扱実績

(単位：百万円)

種 類	2022年度		2023年度	
	供給高・取扱高	粗収益	供給高・取扱高	粗収益
日用保健雑貨	70	10	75	9
家庭燃料	296	44	306	48
給油所	547	74	451	61
自動車 (除く二輪)	—	—	38	1
そ の 他	22	2	25	2
合 計	935	130	896	123

## 5. その他事業収支

(単位：百万円)

項 目	2022年度	2023年度
収 益	345	346
費 用	129	128
損 益	216	218

## 6. 指導事業

(単位：百万円)

項 目		2022年度	2023年度
収 入	賦 課 金	—	—
	指 導 補 助 金	1	—
	実 費 収 入	16	17
	計	17	17
支 出	営 農 改 善 費	19	26
	生活文化改善費	1	1
	営農組織育成費	1	2
	教 育 情 報 費	11	11
	女性部青壮年部組織育成費	1	3
	農 政 対 策 費	1	1
	計	34	44
差 引 損 益		△17	△27

## IV 経営諸指標

### 1. 利益率

(単位：%)

項 目	2022年度	2023年度	増 減
総資産経常利益率	0.11	0.18	0.07
資本経常利益率	2.10	3.26	1.16
総資産当期純利益率	0.06	0.12	0.06
資本当期純利益率	1.22	2.28	1.06

(注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100

3. 総資産当期純利益率

＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

### 2. 貯貸率・貯証率

(単位：%)

区 分		2022年度	2023年度	増 減
貯貸率	期 末	17.8	19.2	1.4
	期中平均	16.9	18.5	1.6
貯証率	期 末	6.9	5	△1.9
	期中平均	4.7	5.9	1.2

(注) 1. 貯貸率（期 末）＝貸出金残高／貯金残高×100

2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100

3. 貯証率（期 末）＝有価証券残高／貯金残高×100

4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

## V 自己資本の充実の状況

### 1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	2022年度	2023年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資または非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	18,325,536	19,133,934
うち、出資金及び資本準備金の額	5,295,935	5,703,318
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	13,150,586	13,579,683
うち、外部流出予定額(△)	100,552	108,733
うち、上記以外に該当するものの額	△ 20,434	△ 40,334
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	192,257	87,306
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	192,257	87,306
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	242,772	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	18,760,566	19,221,240
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	975	675
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	975	675
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—

特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	975	675
自己資本		
自己資本の額（イ）－（ロ）（ハ）	18,759,591	19,220,565
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	117,633,525	112,457,217
資産（オン・バランス）項目	117,633,525	112,457,217
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	5,394,951	—
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）	—	—
うち、土地再評価差額金に係る経過措置による土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額に係るものの額	5,394,951	—
オフ・バランス項目	—	—
CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額	—	—
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	7,272,540	7,338,461
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	124,906,066	119,795,678
自己資本比率		
自己資本比率（ハ）／（ニ）	15.01%	16.04%

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

## 2. 自己資本の充実度に関する事項

### ① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	2022年度			2023年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$
現金	1,409	0	0	1,371	0	0
我が国の中央政府及び中央 銀行向け	22,478	0	0	16,510	0	0
外国の中央政府及び中央銀 行向け	0	0	0	0	0	0
国際決済銀行等向け	0	0	0	0	0	0
我が国の地方公共団体向け	157	0	0	151	0	0
外国の中央政府等以外の公 共部門向け	0	0	0	0	0	0
国際開発銀行向け	0	0	0	0	0	0
地方公共団体金融機構向け	0	0	0	0	0	0
我が国の政府関係機関向け	0	0	0	0	0	0
地方三公社向け	0	0	0	0	0	0
金融機関及び第一種金融商 品取引業者向け	301,767	60,353	2,414	294,314	58,862	2,354
法人等向け	1,440	1,117	44	1,330	1,072	42
中小企業等向け及び個人向け	6,541	4,606	184	6,079	4,323	172
抵当権付住宅ローン	1,571	545	21	1,292	445	17
不動産取得等事業向け	69	67	2	54	52	2
三月以上延滞等	15	22	0	1	1	0
取立未済手形	43	8	0	81	16	0
信用保証協会等保証付	37,578	3,740	149	39,015	3,887	155
株式会社地域経済活性化支 援機構等による保証付	0	0	0	0	0	0
共済約款貸付	0	0	0	0	0	0
出資等	673	673	26	677	677	27
(うち出資等のエク スポージャー)	673	673	26	677	677	27
(うち重要な出資等の エクスポージャー)	0	0	0	0	0	0
上記以外	24,405	39,111	1,564	26,277	40,941	1,637

(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	0	0	0	0	0	0
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	9,443	23,609	944	9,443	23,609	944
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	470	1,176	47	435	1,087	43
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	0	0	0	0	0	0
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	0	0	0	0	0	0
(うち上記以外のエクスポージャー)	14,490	14,325	573	16,398	16,244	649
証券化	0	0	0	0	0	0
(うちSTC要件適用分)	0	0	0	0	0	0
(うち非STC要件適用分)	0	0	0	0	0	0
再証券化	0	0	0	0	0	0
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	1,043	1,991	79	1,042	2,176	87
(うちレックスルー方式)	1,043	1,991	79	1,042	2,176	87
(うちマンドート方式)	0	0	0	0	0	0
(うち蓋然性方式250%)	0	0	0	0	0	0
(うち蓋然性方式400%)	0	0	0	0	0	0
(うちフォールバック方式)	0	0	0	0	0	0

経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		5,394	215		0	0
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)		0	0		0	0
標準的手段を適用するエクスポージャー別計	0	0	0	0	0	0
CVAリスク相当額÷8%	0	0	0	0	0	0
中央清算期間関連エクスポージャー	0	0	0	0	0	0
合計(信用リスク・アセットの額)	399,194	117,633	4,705	388,198	112,457	4,498
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額<基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額		
	a	$b = a \times 4\%$	a	$b = a \times 4\%$		
	7,272	290	7,338	293		
所要自己資本総計	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額		
	a	$b = a \times 4\%$	a	$b = a \times 4\%$		
	124,906	4,996	119,795	4,791		

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

### 3. 信用リスクに関する事項

#### ① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別, 業種別, 残存期間別)  
及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位: 百万円)

		2022年度					2023年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国内		398,938	67,180	26,493	0	94	388,019	70,223	19,723	0	24
国外		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地域別残高計		398,938	67,180	26,493	0	94	388,019	70,223	19,723	0	24
法人	農業	4	4	0	0	0	10	10	0	0	0
	製造業	26	26	0	0	0	41	41	0	0	0
	建設・不動産業	3,557	3,056	500	0	70	3,221	2,721	500	0	0
	金融・保険業	301,810	12,021	3,515	0	0	294,396	13,022	2,712	0	0
	卸売・小売・飲食・サービス業	27	27	0	0	0	21	21	0	0	0
	日本国政府・地方公共団体	22,631	153	22,478	0	0	16,657	147	16,510	0	0
	上記以外	90	72	0	0	0	33	15	0	0	0
個人		51,653	51,653	0	0	21	54,091	54,091	0	0	20
その他		19,136	163	0	0	2	19,546	152	0	0	3
業種別残高計		398,934	67,175	26,493	0	93	388,016	70,220	19,722	0	23
1年以下		284,543	509	803	0		279,988	406	1,002	0	
1年超3年以下		4,384	381	1,002	0		427	427	0	0	
3年超5年以下		855	855	0	0		847	847	0	0	
5年超7年以下		1,083	1,083	0	0		2,006	999	1,007	0	
7年超10年以下		2,669	1,662	1,006	0		1,723	1,723	0	0	
10年超		85,836	62,155	23,680	0		83,166	65,453	17,713	0	
期限の定めのないもの		19,565	531	0	0		19,859	364	0	0	
残存期間別残高計		398,935	67,176	26,491	0		388,016	70,219	19,722	0	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	2022年度					2023年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	261	192	—	261	192	192	87	—	192	87
個別貸倒引当金	731	787	—	731	787	787	863	16	771	863

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	2022年度						2023年度						
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	
			目的 使用	その他					目的 使用	その他			
国内	731	787	—	731	787	/	787	863	16	771	863	/	
国外	—	—	—	—	—	/	—	—	—	—	—	/	
地域別計	731	787	—	731	787	/	787	863	16	771	863	/	
法人	農業	—	1	—	—	1	—	1	2	—	1	2	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	0	—	—	0	—	0	—	—	0	—	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	731	786	—	731	786	—	786	861	16	770	861	16	
業種別計	731	787	—	731	787	—	787	863	16	771	863	16	

(注) 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動をおこなっているため、地域別の区分は省略しております。

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額

(単位：百万円)

		2022年度			2023年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リスク 削減 効果 勘 案 後 残 高	リスク・ウエイト0%	0	24,045	24,045	0	18,033	18,033
	リスク・ウエイト2%	0	0	0	0	0	0
	リスク・ウエイト4%	0	0	0	0	0	0
	リスク・ウエイト10%	0	37,406	37,406	0	38,877	38,877
	リスク・ウエイト20%	0	301,810	301,810	0	294,396	294,396
	リスク・ウエイト35%	0	1,594	1,594	0	1,340	1,340
	リスク・ウエイト50%	0	579	579	0	524	524
	リスク・ウエイト75%	0	6,492	6,492	0	6,223	6,223
	リスク・ウエイト100%	0	21,650	21,650	0	18,112	18,112
	リスク・ウエイト150%	0	15	15	0	0	0
	リスク・ウエイト250%	0	9,914	9,914	0	9,878	9,878
	その他	0	1,043	1,043	0	1,042	1,042
リスク・ウエイト1250%	0	0	0	0	0	0	
計	0	404,552	404,552	0	388,428	388,428	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

#### 4. 信用リスク削減手法に関する事項

##### ① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

## ② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	2022年度			2023年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	0	0	0	0	0	0
我が国の政府関係機関向け	0	0	0	0	0	0
地方三公社向け	0	0	0	0	0	0
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	0	0	0	0	0	0
法人等向け	65	0	0	0	0	0
中小企業等向け及び個人向け	175	0	0	90	0	0
抵当権住宅ローン	0	0	0	0	0	0
不動産取得等事業向け	0	0	0	0	0	0
三月以上延滞等	0	0	0	0	0	0
証券化	0	0	0	0	0	0
中央清算機関関連	0	0	0	0	0	0
上記以外	0	0	0	0	0	0
合計	240	0	0	90	0	0

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

### 5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

### 6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

## 7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

### ① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当J Aにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

- ・子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当J Aの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

- ・その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

- ・系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等の評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

### ② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	2022年度		2023年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	0	0	0	0
非上場	10,116	10,116	10,121	10,121
合計	10,116	10,116	10,121	10,121

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

## 8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	1,043	1,042
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

## 9. 金利リスクに関する事項

### ① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続きについては以下のとおりです。

#### ◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・ リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・ リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・ 金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

#### ◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量（ $\Delta$ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・ 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.003年です。

- ・ 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・ 流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用

しています。

- ・ 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提  
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・ 複数の通貨の集計方法およびその前提  
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・ スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)  
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・ 内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提  
内部モデルは使用していません。
- ・ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明  
 $\Delta E V E$ の前事業年度末からの変動要因は、金利感応度によるものです。
- ・ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明  
該当ありません。

◇ $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・ 金利ショックに関する説明  
リスク資本配賦管理としてV a Rで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・ 金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ と大きく異なる点  
特段ありません。

## ② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1 : 金利リスク					
項番		$\Delta E V E$		$\Delta N I I$	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	6,960	7,864	40	0
2	下方パラレルシフト	0	0	17	16
3	スティープ化	7,171	8,346		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	228	0		
7	最大値	7,171	8,346		
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	19,220		18,759	

- ・ 「金利リスクに関する事項」については、平成 19 年金融庁・農水省告示第 4 号（平成 31 年 2 月 18 日付）の改正に基づき、「△NII」の開示は、開示初年度となることから当期末分のみを開示しております。
- ・ 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- ・ 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から 12 か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- ・ 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス 1 を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「ステープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス 1 を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

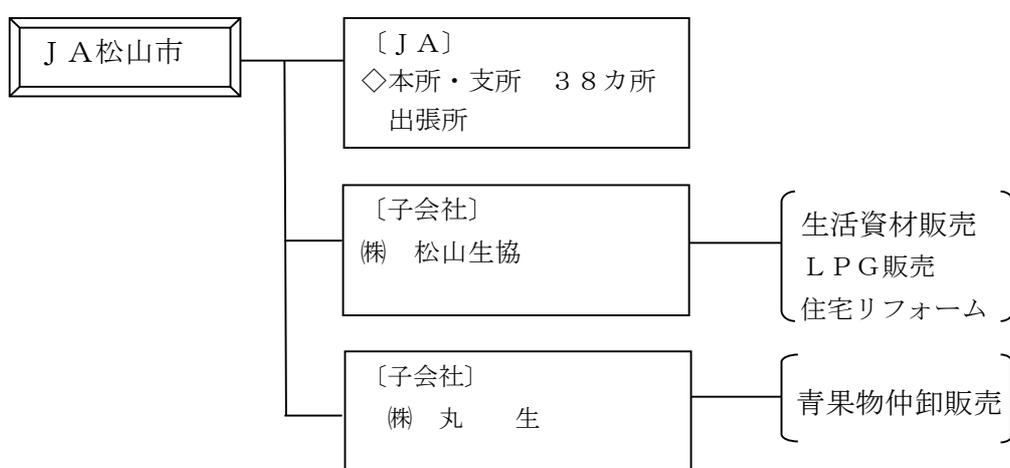
**【MEMO】**

## VI 連結情報

### 1. グループの概況

#### (1) グループの事業系統図

J A松山市のグループは、当J A、子会社2社で構成されています。  
このうち、当年度及び前年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は2社です。なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社に、相違はありません。



#### (2) 子会社等の状況

(単位：千円、%)

名 称	主たる営業所又は事務所の所在地	事業の内容	設立年月日	資本金	当J Aの議決権比率	他の子会社等の議決権比率
(株)松山生協	松山市 三番町八丁目325番1	生活資材、 LPG販売、 住宅リフォーム	昭和47年10月2日	20,000	89.75	89.75
(株)丸 生	松山市 久万ノ台 348番地1	青果物 仲卸販売	昭和49年10月5日	10,000	—	87.91

### (3) 連結事業概況（2023年度）

◇ 連結事業の概況
① 事業の概況
<p>2023年度の当J Aの連結決算は、子会社2社を連結しております。</p> <p>連結決算の内容は、連結経常利益749百万円、連結当期剰余金533百万円、連結純資産23,824百万円、連結総資産394,230百万円で、連結自己資本比率は16.73%となりました。</p>
② 連結子会社等の事業概況
(株) 松山生協
<p>生活資材・LPGの販売及び住宅リフォーム事業を営み、売上高は7,183百万円を計上し、当期利益は23百万円となりました。</p>
(株) 丸 生
<p>松山生協と一体となり青果物の仲卸事業を営み、売上高は634百万円を計上し、当期利益は376千円となりました。</p>

### (4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、%)

項 目	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
連結事業総収益	15,656	14,856	14,299	14,564	14,083
信用事業収益	3,530	3,346	3,225	3,092	3,198
共済事業収益	950	917	924	829	816
農業関連事業収益	2,093	2,007	1,801	2,089	2,030
その他事業収益	9,083	8,586	8,349	8,554	8,039
連結経常利益	554	549	635	473	749
連結当期剰余金	506	264	253	269	533
連結純資産額	21,434	22,353	23,133	23,926	23,824
連結総資産額	429,121	422,842	416,350	406,215	394,230
連結自己資本比率	12.87%	13.90%	14.62%	15.65%	16.73%

(注)「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省啓示第2号)に基づき算出しております。

## (5) 連結貸借対照表

(単位：千円)

科 目	2022年度 (2023年3月31日)	2023年度 (2024年3月31日)	
(資産の部)			
<b>1 信用事業資産</b>	<b>381,361,177</b>	<b>369,336,116</b>	
(1) 現金及び預金	287,731,248	280,347,676	
(2) 金銭の信託	1,075,408	1,065,237	
(3) 有価証券	26,077,970	18,316,884	
(4) 貸出金	66,939,187	69,981,376	
(5) その他の信用事業資産	514,522	572,013	
(6) 貸倒引当金	△977,159	△947,072	
<b>2 共済事業資産</b>	<b>14,568</b>	<b>20,811</b>	
(1) その他の共済事業資産	14,568	20,811	
<b>3 経済事業資産</b>	<b>1,756,743</b>	<b>1,604,313</b>	
(1) 受取手形及び経済事業未収金	340,785	343,741	
(2) 棚卸資産	931,533	812,004	
(3) その他の経済事業資産	489,188	454,404	
(4) 貸倒引当金	△4,763	△5,837	
<b>4 雑資産</b>	<b>296,630</b>	<b>310,416</b>	
<b>5 固定資産</b>	<b>12,119,426</b>	<b>12,180,009</b>	
(1) 有形固定資産	12,118,451	12,179,334	
建物		8,217,008	7,774,089
機械装置		1,701,817	1,669,863
土地		9,776,053	9,776,537
建設仮勘定		548	—
その他の有形固定資産		2,069,683	2,479,818
減価償却累計額		△9,646,660	△9,520,974
(2) 無形固定資産	975	675	
<b>6 外部出資</b>	<b>10,100,079</b>	<b>10,104,464</b>	
(1) 外部出資	10,100,079	10,104,464	
<b>7 繰延税金資産</b>	<b>567,221</b>	<b>674,378</b>	
<b>8 繰延資産</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
<b>資産の部合計</b>	<b>406,215,847</b>	<b>394,230,510</b>	

(単位：千円)

科 目	2022年度 (2023年3月31日)	2023年度 (2024年3月31日)
( 負 債 の 部 )		
<b>1 信用事業負債</b>	<b>376,708,601</b>	<b>364,803,278</b>
(1) 貯金	375,555,172	363,846,190
(2) 借入金	2,049	1,150
(3) その他の信用事業負債	1,151,378	955,938
<b>2 共済事業負債</b>	<b>712,787</b>	<b>754,747</b>
(1) 共済資金	368,456	400,963
(2) その他の共済事業負債	344,330	353,783
<b>3 経済事業負債</b>	<b>795,885</b>	<b>772,399</b>
(1) 支払手形及び経済事業未払金	580,688	531,837
(2) その他の経済事業負債	215,197	240,562
<b>4 雑負債</b>	<b>904,924</b>	<b>989,688</b>
<b>5 諸引当金</b>	<b>1,589,752</b>	<b>1,515,206</b>
(1) 賞与引当金	133,274	124,984
(2) 退職給付に係る負債	1,417,690	1,343,695
(3) 役員退職慰労引当金	38,787	46,527
<b>6 再評価にかかる繰延税金負債</b>	<b>1,577,127</b>	<b>1,570,810</b>
<b>負債の部合計</b>	<b>382,289,078</b>	<b>370,406,131</b>
( 純 資 産 の 部 )		
<b>1 組合員資本</b>	<b>19,943,633</b>	<b>20,780,810</b>
(1) 出資金	5,295,771	5,703,154
(2) 資本剰余金	54	54
(3) 利益剰余金	14,668,242	15,117,935
(4) 処分未済持分	△20,434	△40,334
<b>2 評価・換算差額等</b>	<b>3,799,773</b>	<b>2,857,914</b>
(1) その他有価証券評価差額金	△250,792	△1,118,565
(2) 土地再評価差額金	3,817,823	3,801,301
(3) 退職給付に係る調整累計額	232,742	175,177
<b>3 非支配株主持分</b>	<b>183,361</b>	<b>185,653</b>
<b>純資産の部合計</b>	<b>23,926,768</b>	<b>23,824,378</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>406,215,847</b>	<b>394,230,510</b>

## (6) 連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	2022年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		2023年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
	<b>1 事業総利益</b>	<b>5,926,599</b>		<b>5,912,328</b>
(1) 信用事業収益	3,092,087		3,198,690	
資金運用収益		2,869,751		2,812,130
(うち預金利息)		(1,554,461)		(1,472,759)
(うち有価証券利息)		(174,622)		(214,702)
(うち貸出金利息)		(755,286)		(768,228)
(うちその他受入利息)		(385,381)		(356,439)
役務取引等収益		73,449		66,836
その他事業直接収益		—		160,439
その他事業収益		148,885		159,283
(2) 信用事業費用	411,767		448,732	
資金調達費用		202,508		191,623
(うち貯金利息)		(183,050)		(175,972)
(うち給付補てん備金繰入)		(9,251)		(5,580)
(うち借入金利息)		(628)		(109)
(うちその他支払利息)		(9,578)		(9,961)
役務取引等費用		19,389		19,700
その他事業直接費用		9,060		59,733
その他事業費用		180,809		177,674
信用事業総利益	2,680,319		2,749,957	
(3) 共済事業収益	829,879		816,213	
共済付加収入		766,478		771,105
その他の収益		63,400		45,107
(4) 共済事業費用	62,513		72,519	
共済推進費及び共済保全費		39,491		44,074
その他の費用		23,022		28,444
共済事業総利益	767,365		743,694	
(5) 購買事業収益	9,652,181		9,056,352	
購買品供給高		9,488,532		8,887,386
その他の収益		163,649		168,966
(6) 購買事業費用	7,464,869		6,916,230	
購買品供給原価		7,206,976		6,669,754
その他の費用		257,892		246,475
購買事業総利益	2,187,312		2,140,122	
(7) 販売事業収益	571,523		600,066	
販売品販売高		454,565		486,241
販売手数料		39,415		36,273
その他の収益		77,541		77,551
(8) 販売事業費用	517,849		542,709	
販売品受入高		514,097		537,382
その他の費用		3,751		5,327
販売事業総利益	53,674		57,357	
(9) その他事業収益	419,312		411,797	
(10) その他事業費用	181,384		190,600	
その他事業総利益	237,927		221,196	

(単位：千円)

科 目	2022年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		2023年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
	<b>2 事業管理費</b>	<b>5,471,422</b>		<b>5,404,348</b>
(1) 人件費	3,934,410		3,858,175	
(2) その他事業管理費	1,537,012		1,546,172	
<b>3 事業利益(1-2)</b>		<b>455,176</b>		<b>507,980</b>
<b>4 事業外収益</b>	<b>317,489</b>		<b>324,241</b>	
(1) 受取雑利息	94		125	
(2) 受取出資配当金	175,643		176,106	
(3) その他の事業外収益	141,752		148,009	
<b>5 事業外費用</b>	<b>299,328</b>		<b>82,269</b>	
(1) その他の事業外費用	299,328		82,269	
<b>6 経常利益(3+4-5)</b>		<b>473,338</b>		<b>749,952</b>
<b>7 特別利益</b>	<b>16,654</b>		<b>35,718</b>	
(1) 固定資産処分益	7,320		27,314	
(2) 一般補助金	9,334		8,404	
<b>8 特別損失</b>	<b>78,958</b>		<b>85,967</b>	
(1) 固定資産処分損	6,763		23,547	
(2) 減損損失	62,464		36,971	
(3) その他の特別損失	9,730		25,448	
<b>9 税金等調整前当期利益 (6+7-8)</b>		<b>411,034</b>		<b>699,702</b>
法人税・住民税及び事業税		134,113		134,026
法人税等調整額		6,618		29,456
<b>法人税等合計</b>	<b>140,731</b>		<b>163,483</b>	
<b>当期利益</b>	<b>270,302</b>		<b>536,219</b>	
非支配株主に帰属する当期利益	574		2,497	
<b>当期剰余金</b>	<b>269,728</b>		<b>533,722</b>	

## (7) 連結注記表

### (2022年度)

○ 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等・・・・・・・・・・・・・・・・ 2社

株式会社 松山生協

株式会社 丸 生

2. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりです。

3月末 2社

連結されるすべての子会社及び子法人等の事業年度末は、連結決算日と一致しております。

3. のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、発生翌年度に全額償却しております。

4. 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。

5. 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

(1) 現金及び現金同等物の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

(2) 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定 287,731百万円

定期性預金及び譲渡性預金 △285,000百万円

現金及び現金同等物 2,731百万円

○ 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

① 時価のあるもの : 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

② 市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに期末の信託財産構成

物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。

### 3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 購買品 …………… 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
- (2) 販売品 …………… 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
- (3) 原材料 …………… 先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

### 4. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

### 5. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込等の必要な修正を加えて算定しています。

すべての債権は、資産査定規程に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査担当部署が査定結果を監査しています。

#### (2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

#### (3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

##### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

## ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しています。

## (4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

## 6. 収益及び費用の計上基準

当J Aは、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を適用しており、約束した財またはサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

### (1) 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当J Aは利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

### (2) 販売事業

組合員が生産した農畜産物を買取または委託により集荷して業者等に販売する事業であり、当J Aは利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

### (3) 保管事業

組合員が生産した米・麦等の農産物を保管・管理する事業であり、当J Aは販売先連合会等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この販売先連合会等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

### (4) 加工事業

コイン精米機を設置して共同で利用する事業であり、当J Aは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者に対する履行義務は、施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

### (5) その他事業

#### (育苗事業)

育苗センターを設置して、水稻や野菜の苗等を播種・育苗して組合員等に供給する事業であり、当J Aは利用者との契約に基づき、商品を引き渡す義務を負っています。この利

用者に対する履行義務は、苗の引き渡し完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(葬祭事業)

葬祭施設等において葬儀等の執行を請け負う事業であり、当 J A は利用者との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者に対する履行義務は、葬儀等の執行が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(ライスセンター事業)

ライスセンターの施設を設置して、共同で利用する事業であり、当 J A は利用者との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者に対する履行義務は、施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

#### 7. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

#### 8. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

#### 9. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

##### (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当 J A は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。

よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

##### (2) 当 J A が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当 J A が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当 J A が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

#### ○ 会計方針の変更に関する注記

「時価の算定に関する会計基準の適用方針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日、以下「時価算定会計基準適用指針」という）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

○ 会計上の見積りに関する注記

貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 982,053 千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算定方法

「一 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「5. 引当金の計上基準」の「(1) 貸倒引当金」に記載しております。

② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

③ 事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

○ 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は2,133,779千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物 1,116,832千円 機械装置 839,747千円 その他の有形固定資産 177,199千円

2. 担保に供している資産

定期預金10,000,000千円を借入金（当座借越）の担保に供しています。

定期預金 10,000,000千円

3. 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ（2）(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は985,534千円、危険債権額はありません。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の理由により、経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く）です。

債権のうち、三月以上延滞債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しないものです。

債権のうち、貸出条件緩和債権額は16,708千円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は1,002,242千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

#### 4. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（1998年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- 再評価を行った年月日 1999年3月31日
- 再評価を行った土地の当年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 3,281,074千円
- 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用の土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳または同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

#### ○ 連結損益計算書に関する注記

##### 1. 減損損失に関する注記

##### (1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産または資産グループの概要

当JAでは、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業用店舗は支所ごと、もしくは個別の事業ごとに、また業務外固定資産（賃貸資産と遊休資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本所及び選果場や集荷場等の営農施設は、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。また、育苗場や産直市及び茶業事業については、当JA管内の組合員が利用する共同施設であり、今後も農業生産の維持拡大と農業所得の向上にむけて継続すべき事業であるため共用資産と認識しています。なお、明神店舗・畑野川SS・直瀬店舗及びライスセンター事業は、損益状況に関わらず今後も久万管内の組合員のために継続すべき施設であるため久万地区共用資産と認識しています。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、下記のとおりです。

場 所	用 途	種 類
興居島支所	営業用店舗	土地、建物、機械装置、その他の有形固定資産
松前農機	営業用店舗	土地、建物、機械装置、その他の有形固定資産
中央給油所	営業用店舗	土地、建物、その他の有形固定資産
小野給油所	営業用店舗	土地、建物、その他の有形固定資産

川上給油所	営業用店舗	土地、その他の有形固定資産
堀江給油所	営業用店舗	土地、その他の有形固定資産
(株)伊予連合	賃貸資産	土地、建物、その他の有形固定資産
堀江集荷場	賃貸資産	土地
旧オートパル久万	賃貸資産	土地、建物
農協ビル別館	賃貸資産	土地、建物
旧オートパル川上	遊休資産	土地
旧畑野川支所	遊休資産	土地、建物
(株)松山生協	営業用店舗	建物、機械装置、その他の有形固定資産

(2) 減損損失の認識に至った経緯

興居島支所、松前農機、中央給油所、小野給油所、川上給油所、堀江給油所のそれぞれの施設については営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

(株)伊予連合に賃貸している資産及び農協ビル別館他の資産は賃貸資産として、回収可能価額が帳簿価額まで達しないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

旧オートパル川上他の資産は遊休資産として、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

(3) 減損の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

興居島支所	10,183千円	(土地82千円、建物9,392千円、機械装置6千円、その他の有形固定資産701千円)
松前農機	11,926千円	(土地6,634千円、建物2,891千円、機械装置1,905千円、その他の有形固定資産494千円)
中央給油所	202千円	(土地199千円、建物2千円、その他の有形固定資産1千円)
小野給油所	500千円	(土地498千円、建物1千円、その他の有形固定資産1千円)
川上給油所	1,395千円	(土地1,391千円、その他の有形固定資産4千円)
堀江給油所	774千円	(土地765千円、その他の有形固定資産8千円)
(株)伊予連合	607千円	(土地569千円、建物27千円、その他の有形固定資産10千円)
堀江集荷場	463千円	(土地463千円)
旧オートパル久万	118千円	(土地115千円、建物3千円)
農協ビル別館	26,865千円	(土地22,816千円、建物4,048千円)
旧オートパル川上	1,004千円	(土地1,004千円)
旧畑野川支所	299千円	(土地295千円、建物3千円、その他の有形固定資産1千円)
(株)松山生協	8,121千円	(建物5,350千円、機械装置1,564千円、その他の有形固定資産1,205千円)
合計	62,464千円	(土地34,836千円、建物21,720千円、機械装置3,476千円、その他の有形固定資産2,427千円)

#### (4) 回収可能価額の算定方法

固定資産の回収可能価額は正味売却可能価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額を合理的に調整し、算定しています。

### ○ 金融商品に関する注記

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を愛媛県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債などの有価証券及び金銭の信託の信託財産を構成している投資信託による運用を行っています。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当JAが保有する金融資産は、主として当JA管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

貸出金は、経済環境等の状況の変化により、契約条件に従って債務履行がなされない可能性があります。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスクの管理

当JAは、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に審査管理部を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

##### ② 市場リスクの管理

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的

な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については、リスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い、経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当JAで保有している金融商品は、すべてトレーディング目的以外の金融商品です。当JAにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当JAでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.08%上昇したものと想定した場合には、経済価値が694,446千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件に係る未実行金額についても含めて計算しています。

### ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価に関する事項

### (1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。  
なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	287,731,248	287,695,718	△35,530
金銭の信託	1,075,408	1,075,408	—
その他の金銭の信託	1,075,408	1,075,408	—
有価証券	26,077,970	26,077,970	—
その他有価証券	26,077,970	26,077,970	—
貸出金	66,939,187		
貸倒引当金(※1)	△977,159		
貸倒引当金控除後	65,962,027	67,109,334	1,147,306
資産計	380,846,653	381,958,430	1,111,776
貯金	375,555,172	375,520,113	△35,058
負債計	375,555,172	375,520,113	△35,058

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

### (2) 金融商品の時価の算定方法

(資産)

#### ① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下 OIS という)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

#### ② 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記③と同様の方法により評価しています。

#### ③ 有価証券

有価証券のうち、国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価格によっています。

#### ④ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除

して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合に乘じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

(負債)

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格の無い株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

科 目	貸借対照表計上額
外部出資(※1)	10,100,079

(※1) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

科 目	1年以内	1年超～ 2年以内	2年超～ 3年以内	3年超～ 4年以内	4年超～ 5年以内	5年超
預金	284,731,248	3,000,000				
有価証券 ・その他有価 証券のうち 満期がある もの	800,000	1,000,000				24,700,000
貸出金(※1,2)	7,401,100	3,375,686	4,423,408	3,930,315	2,799,001	44,224,314
合 計	292,932,348	7,375,686	4,423,408	3,930,315	2,799,001	68,924,314

(※1) 貸出金のうち、当座貸越 232,069 千円については「1年以内」に含めています。

(※2) 貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 785,360 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

## (5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

科 目	1年以内	1年超～ 2年以内	2年超～ 3年以内	3年超～ 4年以内	4年超～ 5年以内	5年超
貯金(※1)	250,442,936	36,077,687	68,854,351	10,045,972	10,028,812	105,414
合 計	250,442,936	36,077,687	68,854,351	10,045,972	10,028,812	105,414

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

## ○ 有価証券に関する注記

## 1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

## その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

項 目	種 類	貸借対照表 計上額	取得原価または 償却原価	評価差額
貸借対照表計上額が 取得原価または償却 原価を超えるもの	国 債	7,704,400	7,501,350	203,049
	社 債	1,007,920	1,000,000	7,920
	小計	8,712,320	8,501,350	210,969
貸借対照表計上額が 取得原価または償却 原価を超えないもの	国 債	14,556,050	14,955,328	△399,278
	社 債	2,809,600	3,000,000	△190,400
	小計	17,365,650	17,955,328	△589,678
合 計		26,077,970	26,456,678	△378,708

※ 上記差額から繰延税金資産 104,750 千円を加えた額△273,957 千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

## 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	売却額	売却益	売却損
国 債	477,980	—	9,060

### 3. 金銭の信託の保有目的区分別の内訳

- ①運用目的の金銭の信託 該当ありません。
- ②満期保有目的の金銭の信託 該当ありません。
- ③その他の金銭の信託

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	取得原価	差額 (※1)	貸借対照表 計上額が取 得原価を超 えるもの (※2)	貸借対照表 計上額が取 得原価を超 えないもの (※2)
その他の金銭 の信託	1,075,408	1,043,385	32,023	32,023	—

(※1) 上記の差額に繰延税金負債 8,857 千円を差し引いた額 23,165 千円が、「その他有価証券  
評価差額金」に含まれています。

(※2) 「貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

#### ○ 退職給付に関する注記

##### 1. 採用している退職給付制度

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。  
また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連  
合会との契約による確定給付企業年金制度を採用しています。

##### 2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統  
合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農  
林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務  
負担金 30,579 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された 2023 年 3 月現在における 2032 年 3 月までの特例業務負担金の将  
来見込額は、269,868 千円となっています。

#### ○ 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 6. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載し  
ているため、注記を省略しています。

#### ○ その他の注記

##### 1. リース取引に関する注記

リース会計基準等に基づく、当年度末におけるリース資産の内容は、次のとおりです。

<借手側>

(1) ファイナンス・リース取引

①所有権移転ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

②所有権移転外ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

(2) オペレーティング・リース取引

ファイナンス・リース取引以外の、所有権が当JAに移転しないオペレーティング・リース取引については、通常の賃貸取引に係る方法に準じた会計処理によっています。なお、オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものはありません。また、解約可能なオペレーティング・リース取引の解約違約金の合計額は13,047千円です。

## 〈2023年度〉

### ○ 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等・・・・・・・・・・・・・・・・ 2社

株式会社 松山生協

株式会社 丸 生

#### 2. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりです。

3月末 2社

連結されるすべての子会社及び子法人等の事業年度末は、連結決算日と一致しております。

#### 3. のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、発生翌年度に全額償却しております。

#### 4. 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。

#### 5. 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

##### (1) 現金及び現金同等物の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

##### (2) 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定 280,347百万円

定期性預金及び譲渡性預金  $\Delta$ 277,300百万円

---

現金及び現金同等物 3,047百万円

### ○ 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式 : 移動平均法による原価法

#### (2) その他有価証券

① 時価のあるもの : 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

② 市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法

#### 2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに期末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。

### 3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 購買品 …………… 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
- (2) 販売品 …………… 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
- (3) 原材料 …………… 先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

### 4. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

### 5. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

また、50,000千円未満の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算出した金額を計上しています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込等の必要な修正を加えて算定しています。

すべての債権は、資産査定規程に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査担当部署が査定結果を監査しています。

#### (2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

### (3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

#### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

#### ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しています。

### (4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

## 6. 収益及び費用の計上基準

当J Aは、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を適用しており、約束した財またはサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

#### (1) 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当J Aは利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

#### (2) 販売事業

組合員が生産した農畜産物を買取または委託により集荷して業者等に販売する事業であり、当J Aは利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

#### (3) 保管事業

組合員が生産した米・麦等の農産物を保管・管理する事業であり、当J Aは販売先連合会等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この販売先連合会等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗に応じて収益を認識しています。

#### (4) 加工事業

コイン精米機を設置して共同で利用する事業であり、当 J A は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者に対する履行義務は、施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

#### (5) その他事業

##### (育苗事業)

育苗センターを設置して、水稻や野菜の苗等を播種・育苗して組合員等に供給する事業であり、当 J A は利用者との契約に基づき、商品を引き渡す義務を負っています。この利用者に対する履行義務は、苗の引き渡し完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

##### (葬祭事業)

葬祭施設等において葬儀等の執行を請け負う事業であり、当 J A は利用者との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者に対する履行義務は、葬儀等の執行が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

##### (ライスセンター事業)

ライスセンターの施設を設置して、共同で利用する事業であり、当 J A は利用者との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者に対する履行義務は、施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

#### 7. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

#### 8. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」と表示し、金額が零のものについては「-」と表示しています。

#### 9. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

##### (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当 J A は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

##### (2) 当 J A が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当 J A が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当 J A が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

○ 会計上の見積りに関する注記

貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 953,080 千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算定方法

「一 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「5. 引当金の計上基準」の「(1) 貸倒引当金」に記載しています。

② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

③ 事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

○ 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は2,125,874千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物 1,115,057千円 機械装置 839,747千円 その他の有形固定資産 171,069千円

2. 担保に供している資産

定期預金10,000,000千円を借入金(当座借越)の担保に供しています。

定期預金 10,000,000千円

3. 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は1,025,065千円、危険債権額はありません。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により、経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く)です。

債権のうち、三月以上延滞債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞

している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しないものです。  
債権のうち、貸出条件緩和債権額は 15,015 千円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は 1,040,080 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

#### 4. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（1998 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- 再評価を行った年月日 1999 年 3 月 31 日
- 再評価を行った土地の当年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 3,325,405 千円
- 同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 3 号に定める、当該事業用の土地について地方税法第 341 条第 10 号の土地課税台帳または同条第 11 号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

#### ○ 連結損益計算書に関する注記

##### 1. 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産または資産グループの概要

当 J A では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業用店舗は支所ごと、もしくは個別の事業ごとに、また業務外固定資産（賃貸資産と遊休資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本所及び選果場や集荷場等の営農施設は、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。また、育苗場や産直市及び茶業事業については、当 J A 管内の組合員が利用する共同施設であり、今後も農業生産の維持拡大と農業所得の向上にむけて継続すべき事業であるため共用資産と認識しています。なお、明神店舗・畑野川 SS・直瀬店舗及びライスセンター事業は、損益状況に関わらず今後も久万管内の組合員のために継続すべき施設であるため久万地区共用資産と認識しています。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、下記のとおりです。

場 所	用 途	種 類
興居島支所	営業用店舗	土地、建物、その他の有形固定資産
松前農機	営業用店舗	土地、建物、機械装置、その他の有形固定資産
中央給油所	営業用店舗	土地、建物、その他の有形固定資産

小野給油所	営業用店舗	土地、建物、その他の有形固定資産
川上給油所	営業用店舗	土地、建物、その他の有形固定資産
堀江集荷場	賃貸資産	土地、建物
御手洗店舗	遊休資産	土地
旧オートパル川上	遊休資産	土地
旧河中店舗	遊休資産	土地、建物、その他の有形固定資産
旧堀江給油所	遊休資産	土地、その他の有形固定資産

(2) 減損損失の認識に至った経緯

興居島支所、松前農機、中央給油所、小野給油所、川上給油所のそれぞれの施設については営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

堀江集荷場は賃貸資産として、回収可能価額が帳簿価額まで達しないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

旧堀江給油所他の資産は遊休資産として、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

(3) 減損の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

興居島支所	3,777千円	(土地9千円、建物3,546千円、その他の有形固定資産221千円)
松前農機	11千円	(土地6千円、建物2千円、機械装置1千円、その他の有形固定資産0千円)
中央給油所	373千円	(土地367千円、建物4千円、その他の有形固定資産0千円)
小野給油所	547千円	(土地546千円、建物1千円、その他の有形固定資産0千円)
川上給油所	5,293千円	(土地5,104千円、建物177千円、その他の有形固定資産11千円)
堀江集荷場	9,153千円	(土地7,863千円、建物1,289千円)
御手洗店舗	2千円	(土地2千円)
旧オートパル川上	880千円	(土地880千円)
旧河中店舗	1,683千円	(土地1,296千円、建物373千円、その他有形固定資産13千円)
旧堀江給油所	15,247千円	(土地11,083千円、その他の有形固定資産4,164千円)
合計	36,971千円	(土地27,160千円、建物5,396千円、機械装置1千円、その他の有形固定資産4,412千円)

(4) 回収可能価額の算定方法

固定資産の回収可能価額は正味売却可能価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額を合理的に調整し、算定しています。

## ○ 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当J Aは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を愛媛県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債などの有価証券及び金銭の信託の信託財産を構成している投資信託による運用を行っています。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当J Aが保有する金融資産は、主として当J A管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

貸出金は、経済環境等の状況の変化により、契約条件に従って債務履行がなされない可能性があります。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスクの管理

当J Aは、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に審査管理部を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

##### ② 市場リスクの管理

当J Aでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当J Aの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については、リスク管理部門が適切な執行を行っている

かどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い、経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当J Aで保有している金融商品は、すべてトレーディング目的以外の金融商品です。当J Aにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当J Aでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.39%上昇したものと想定した場合には、経済価値が2,878,095千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件に係る未実行金額についても含めて計算しています。

### ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当J Aでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

### (1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。  
なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	278,930,787	278,751,836	△178,950
金銭の信託	1,065,237	1,065,237	—
その他の金銭の信託	1,065,237	1,065,237	—
有価証券	18,316,884	18,316,884	—
其他有価証券	18,316,884	18,316,884	—
貸出金	69,981,376		
貸倒引当金(※1)	△947,072		
貸倒引当金控除後	69,034,304	68,027,901	△1,006,403
資産計	367,347,213	366,161,858	△1,185,354
貯金	363,846,190	363,565,414	△280,775
負債計	363,846,190	363,565,414	△280,775

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

### (2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

#### (資産)

#### ① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下 OIS という)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

#### ② 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記③と同様の方法により評価していません。

#### ③ 有価証券

有価証券のうち、国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価格によっています。

#### ④ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の

合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合に乘じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

(負債)

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格の無い株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

科 目	貸借対照表計上額
外部出資(※1)	10,104,464

(※1) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

科 目	1年以内	1年超～ 2年以内	2年超～ 3年以内	3年超～ 4年以内	4年超～ 5年以内	5年超
預金	278,930,787	—	—	—	—	—
有価証券 ・その他有価 証券のうち 満期がある もの	1,000,000	—	—	—	—	18,700,000
貸出金(※1,2)	6,158,807	4,774,190	4,747,365	3,035,147	3,004,283	47,401,639
合 計	286,002,465	4,774,190	4,747,365	3,035,147	3,004,283	66,101,639

(※1) 貸出金のうち、当座貸越 224,337 千円については「1年以内」に含めています。

(※2) 貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 859,942 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

## (5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

科 目	1年以内	1年超～ 2年以内	2年超～ 3年以内	3年超～ 4年以内	4年超～ 5年以内	5年超
貯金(※1)	249,573,993	66,107,631	26,617,793	10,577,435	10,946,985	22,352
合 計	249,573,993	66,107,631	26,617,793	10,577,435	10,946,985	22,352

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

## ○ 有価証券に関する注記

## 1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

## その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

項 目	種 類	貸借対照表 計上額	取得原価または 償却原価	評価差額
貸借対照表計上額が 取得原価または償却 原価を超えるもの	国 債	1,036,700	1,013,905	22,794
	社 債	2,054,200	2,000,000	54,200
	小計	3,090,900	3,013,905	76,994
貸借対照表計上額が 取得原価または償却 原価を超えないもの	国 債	14,211,200	15,483,275	△1,272,075
	社 債	1,014,784	1,200,000	△185,216
	小計	15,225,984	16,683,275	△1,457,291
合 計		18,316,884	19,697,181	△1,380,297

## 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

種 類	売却額	売却益	売却損
国 債	11,487,763	160,439	59,733

3. 金銭の信託の保有目的区分別の内訳

- ①運用目的の金銭の信託 該当ありません。
- ②満期保有目的の金銭の信託 該当ありません。
- ③その他の金銭の信託

(単位：千円)

項目	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの (※1)	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの (※1)
その他の金銭の信託	1,065,237	1,042,329	22,907	22,907	—

(※1) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

○ 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付企業年金制度を採用しています。

2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金29,660千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された2024年3月現在における2032年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、236,976千円となっています。

○ 収益認識に関する注記

「一 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「6. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

○ その他の注記

1. リース取引に関する注記

リース会計基準等に基づく、当年度末におけるリース資産の内容は、次のとおりです。

<借手側>

(1) ファイナンス・リース取引

①所有権移転ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

②所有権移転外ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

(2) オペレーティング・リース取引

ファイナンス・リース取引以外の、所有権が当 J A に移転しないオペレーティング・リース取引については、通常の賃貸取引に係る方法に準じた会計処理によっています。なお、オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものはありません。また、解約可能なオペレーティング・リース取引の解約違約金の合計額は 46,822 千円です。

**【MEMO】**

## (8) 連結剰余金計算書

(単位：千円)

科 目	2022年度	2023年度
(資本剰余金の部)		
1 資本剰余金期首残高	54	54
2 資本剰余金期末残高	54	54
(利益剰余金の部)		
1 利益剰余金期首残高	14,479,759	14,668,242
2 利益剰余金増加高	278,292	550,244
(うち当期剰余金)	(269,728)	(533,722)
(うち再評価差額金取崩額)	(8,564)	(16,522)
3 利益剰余金減少高	89,809	100,550
(うち配当金)	(89,809)	(100,550)
4 利益剰余金期末残高	14,668,242	15,117,935

## (9) 農協法に基づく開示債権

(単位：百万円)

区 分	2022年度	2023年度	増 減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	985	1,025	40
危険債権額	0	0	0
要管理債権額	17	15	△2
三月以上延滞債権額	0	0	0
貸出条件緩和債権額	17	15	△2
小 計	1,002	1,040	38
正常債権額	65,984	68,996	3,012
合 計	66,986	70,036	3,050

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」と5. 「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

(10) 連結事業年度の事業別経常収益等

(単位：百万円)

区 分	項 目	2022年度	2023年度
信 用 事 業	事業収益	3,093	3,199
	経常利益	921	1,130
	資産の額	381,361	369,336
共 済 事 業	事業収益	830	817
	経常利益	36	82
	資産の額	14	20
農 業 関 連 事 業	事業収益	2,089	2,030
	経常利益	△262	△239
	資産の額	1,756	1,604
そ の 他 事 業	事業収益	8,553	8,038
	経常利益	△222	△224
	資産の額	23,083	23,269
計	事業収益	14,565	14,084
	経常利益	473	749
	資産の額	406,214	394,229

## 2. 連結自己資本の充実の状況

### ◇連結自己資本比率の状況

2024年3月末における連結自己資本比率は、16.73%となりました。  
連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

### ○ 普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	松山市農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目 に算入した額	5,703百万円（前年度5,295百万円）

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

## (1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	2022年度	2023年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	19,845,081	20,671,873
うち、出資金及び資本剰余金の額	5,295,825	5,703,208
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	14,668,242	15,117,935
うち、外部流出予定額(△)	98,552	108,936
うち、上記以外に該当するものの額	△20,434	△40,334
コア資本に算入される評価・換算差額等	—	—
うち、退職給付に係るものの額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0	0
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	194,255	89,418
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	194,255	89,418
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	242,772	
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	183,361	185,653
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	20,465,470	20,946,945
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	975	675
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	975	675
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—

特定項目に係る10パーセント基準超過額		—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額		—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		—	—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）		975	675
自己資本			
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）		20,464,495	20,946,270
リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額の合計額		119,772,039	114,291,569
資産（オン・バランス）項目		119,772,039	114,291,569
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		5,394,951	—
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）		—	—
うち、上記以外に該当するものの額		5,394,951	—
オフ・バランス項目		—	—
CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額		—	—
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額		—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		10,965,893	10,886,549
信用リスク・アセット調整額		—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額		—	—
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）		130,737,933	125,178,118
連結自己資本比率			
連結自己資本比率（（ハ）／（ニ））		15.65%	16.73%

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
2. 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
3. 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

## (2) 自己資本の充実度に関する事項

### ① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	2022年度			2023年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	1,440	0	0	1,416	0	0
我が国の中央政府及び中央 銀行向け	22,478	0	0	16,510	0	0
外国の中央政府及び中央銀 行向け	0	0	0	0	0	0
国際決済銀行等向け	0	0	0	0	0	0
我が国の地方公共団体向け	157	0	0	151	0	0
地方公共団体金融機関向け	0	0	0	0	0	0
我が国の政府関係機関向け	0	0	0	0	0	0
地方三公社向け	0	0	0	0	0	0
金融機関及び第一種金融商 品取引業者向け	301,830	60,366	2,414	294,668	58,933	2,357
法人等向け	1,440	1,117	44	1,330	1,072	42
中小企業等向け及び個人向け	6,541	4,606	184	6,079	4,323	172
抵当権付住宅ローン	1,571	545	21	1,292	445	17
不動産取得等事業向け	69	67	2	54	52	2
三月以上延滞等	15	22	0	1	1	0
取立未済手形	43	8	0	81	16	0
信用保証協会等保証付	37,578	3,740	149	39,015	3,887	155
株式会社地域経済活性化支 援機構等による保証付	0	0	0	0	0	0
共済約款貸付	0	0	0	0	0	0
出資等	656	656	26	660	660	26
（うち出資等のエク スポージャー）	656	656	26	660	660	26
（うち重要な出資のエ クスポージャー）	0	0	0	0	0	0
上記以外	26,547	41,254	1,650	28,057	42,722	1,708

(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	0	0	0	0	0	0
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	9,443	23,609	944	9,443	23,609	944
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	470	1,176	47	435	1,087	43
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	0	0	0	0	0	0
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	0	0	0	0	0	0
(うち上記以外のエクスポージャー)	16,633	16,468	658	18,178	18,025	721
証券化	0	0	0	0	0	0
(うちSTC要件適用分)	0	0	0	0	0	0
(うち非STC要件適用分)	0	0	0	0	0	0
再証券化	0	0	0	0	0	0
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	1,043	1,991	79	1,042	2,176	87
(うちレックスルー方式)	1,043	1,991	79	1,042	2,176	87
(うちマンドート方式)	0	0	0	0	0	0
(うち蓋然性方式250%)	0	0	0	0	0	0
(うち蓋然性方式400%)	0	0	0	0	0	0
(うちフォールバック方式)	0	0	0	0	0	0

経過措置によりリスク・アセットの額を算入されるものの額		5,394	215		0	0
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額を算入されなかったものの額(△)		0	0		0	0
標準的手段を適用するエクスポージャー別計	0	0	0	0	0	0
CVAリスク相当額÷8%	0	0	0	0	0	0
中央清算期間関連エクスポージャー	0	0	0	0	0	0
合計(信用リスク・アセットの額)	401,413	119,772	4,790	395,733	114,291	4,571
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額<基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額		
	a	b = a × 4%	a	b = a × 4%		
	10,965	438	10,886	435		
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額		
	a	b = a × 4%	a	b = a × 4%		
	130,737	5,229	125,178	5,007		

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当連結グループでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{\text{(粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\%) \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

### (3) 信用リスクに関する事項

#### ① リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、J A以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。J Aの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 8）をご参照ください。

#### ② 標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注)「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

③ 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別, 業種別, 残存期間別)

及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位: 百万円)

		2022年度					2023年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国内		398,938	67,180	26,493	0	94	388,019	70,223	19,723	0	24
国外		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地域別残高計		398,938	67,180	26,493	0	94	388,019	70,223	19,723	0	24
法人	農業	4	4	0	0	0	10	10	0	0	0
	製造業	26	26	0	0	0	41	41	0	0	0
	建設・不動産業	3,557	3,056	500	0	70	3,221	2,721	500	0	0
	金融・保険業	301,810	12,021	3,515	0	0	294,396	13,022	2,712	0	0
	卸売・小売・飲食・サービス業	27	27	0	0	0	21	21	0	0	0
	日本国政府・地方公共団体	22,631	153	22,478	0	0	16,657	147	16,510	0	0
	上記以外	90	72	0	0	0	33	15	0	0	0
個人		51,653	51,653	0	0	21	54,091	54,091	0	0	20
その他		19,136	163	0	0	2	19,546	152	0	0	3
業種別残高計		398,934	67,175	26,493	0	93	388,016	70,220	19,722	0	23
1年以下		284,543	509	803	0		279,988	406	1,002	0	
1年超3年以下		4,384	381	1,002	0		427	427	0	0	
3年超5年以下		855	855	0	0		847	847	0	0	
5年超7年以下		1,083	1,083	0	0		2,006	999	1,007	0	
7年超10年以下		2,669	1,662	1,006	0		1,723	1,723	0	0	
10年超		85,836	62,155	23,680	0		83,166	65,453	17,713	0	
期限の定めのないもの		19,565	531	0	0		19,859	364	0	0	
残存期間別残高計		398,935	67,176	26,491	0		388,016	70,219	19,722	0	

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。

4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

④ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	2022年度					2023年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	261	192	—	261	192	192	87	—	192	87
個別貸倒引当金	731	787	—	731	787	787	863	16	771	863

⑤ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	2022年度						2023年度						
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	
			目的使用	その他					目的使用	その他			
国内	731	787	—	731	787	/	787	863	16	771	863	/	
国外	—	—	—	—	—	/	—	—	—	—	—	/	
地域別計	731	787	—	731	787	/	787	863	16	771	863	/	
法人	農業	—	1	—	—	1	—	1	2	—	1	2	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	0	—	—	0	—	0	—	—	0	—	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	731	786	—	731	786	—	786	861	16	770	861	16	
業種別計	731	787	—	731	787	—	787	863	16	771	863	16	

(注) 当連結グループでは国内の限定されたエリアで事業活動をおこなっているため、地域別の区分は省略しております。

## ⑥ 信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額

(単位：百万円)

		2022年度			2023年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リスク 削減 効果 勘 案 後 残 高	リスク・ウェイト0%	0	24,045	24,045	0	18,033	18,033
	リスク・ウェイト2%	0	0	0	0	0	0
	リスク・ウェイト4%	0	0	0	0	0	0
	リスク・ウェイト10%	0	37,406	37,406	0	38,877	38,877
	リスク・ウェイト20%	0	301,810	310,810	0	294,396	294,396
	リスク・ウェイト35%	0	1,594	1,594	0	1,340	1,340
	リスク・ウェイト50%	0	579	579	0	524	524
	リスク・ウェイト75%	0	6,492	6,492	0	6,223	6,223
	リスク・ウェイト100%	0	21,650	21,650	0	18,112	18,112
	リスク・ウェイト150%	0	15	15	0	0	0
	リスク・ウェイト250%	0	9,914	9,914	0	9,878	9,878
	その他	0	1,043	1,043	0	1,042	1,042
	リスク・ウェイト1250%	0	0	0	0	0	0
計	0	404,552	404,552	0	388,428	388,428	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

## (4) 信用リスク削減手法に関する事項

### ① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあつて、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続はJAのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 89）をご参照ください。

## ② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	2022年度			2023年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	0	0	0	0	0	0
我が国の政府関係機関向け	0	0	0	0	0	0
地方三公社向け	0	0	0	0	0	0
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	0	0	0	0	0	0
法人等向け	65	0	0	0	0	0
中小企業等向け及び個人向け	175	0	0	90	0	0
抵当権住宅ローン	0	0	0	0	0	0
不動産取得等事業向け	0	0	0	0	0	0
三月以上延滞等	0	0	0	0	0	0
証券化	0	0	0	0	0	0
中央清算機関関連	0	0	0	0	0	0
上記以外	0	0	0	0	0	0
合計	240	0	0	90	0	0

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定額を受領する取引をいいます。

### (5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

### (6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

## (7) オペレーショナル・リスクに関する事項

### ① オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJ Aのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 9）をご参照ください。

## (8) 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

### ① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資等エクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJ Aのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社についても、子会社に準じたリスク管理態勢を構築しています。J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 91）をご参照ください。

### ② 出資その他これに類するエクスポージャーの連結貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	2022年度		2023年度	
	連結貸借対照表 計上額	時価評価額	連結貸借対照表 計上額	時価評価額
上場	0	0	0	0
非上場	10,069	10,069	10,122	10,122
合計	10,069	10,069	10,122	10,122

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表額の合計額です。

## (9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	1,043	1,042
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

## (10) 金利リスクに関する事項

### ① 金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、J Aの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。J Aの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容（p. 92・93）をご参照ください。

### ② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	6,960	7,864	40	0
2	下方パラレルシフト	0	0	17	16
3	スティープ化	7,171	8,346		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	228	0		
7	最大値	7,171	8,346		
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	20,946		20,464	

- ・ 「金利リスクに関する事項」については、平成19年金融庁・農水省告示第4号（平成31年2月18日付）の改正に基づき、「△NII」の開示は、開示初年度となることから当期末分のみを開示しております。
- ・ 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- ・ 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- ・ 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来

の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

- ・ 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス 1 を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

### 3. 財務諸表の正確性等にかかる確認

## 確 認 書

- 1 私は、当JAの2023年4月1日から2024年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
  - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
  - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
  - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

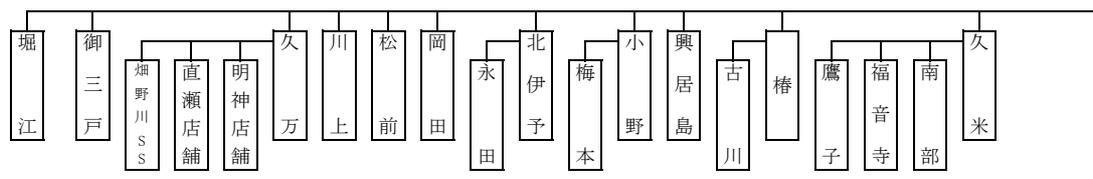
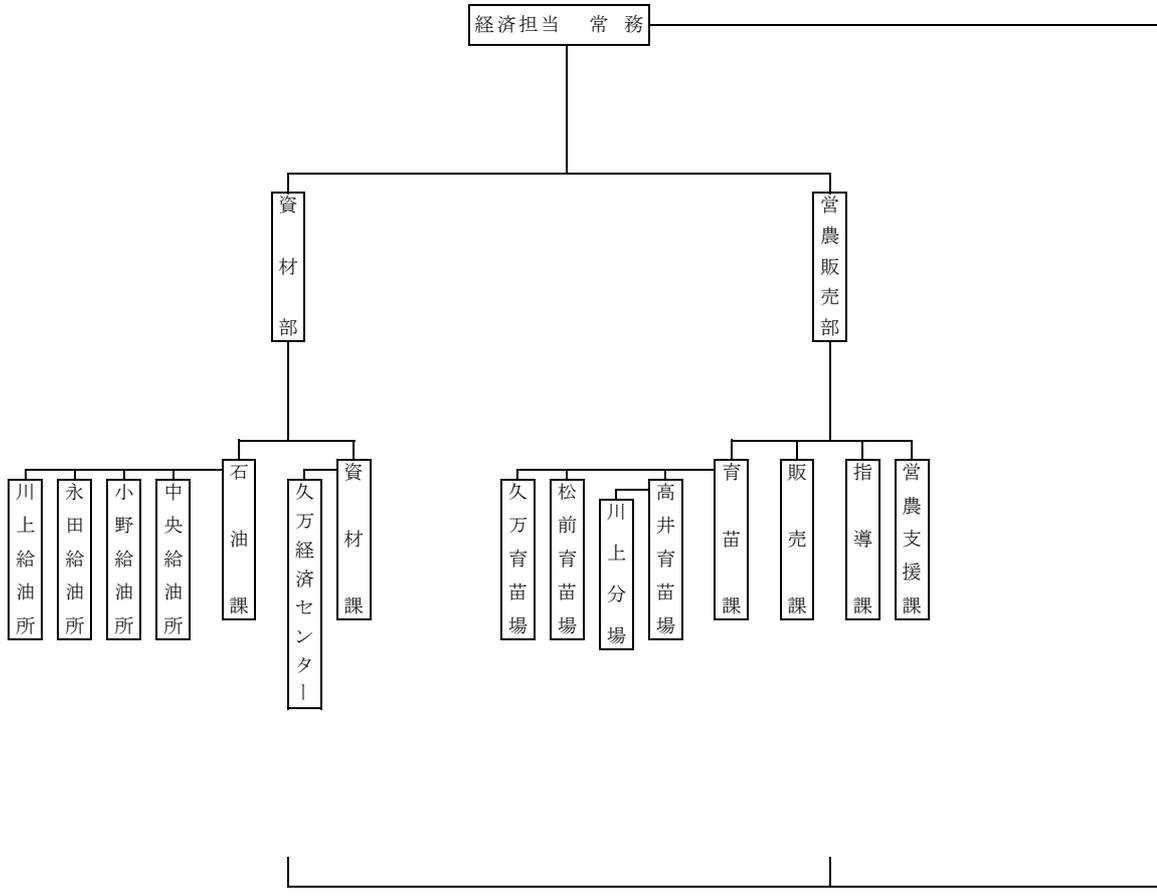
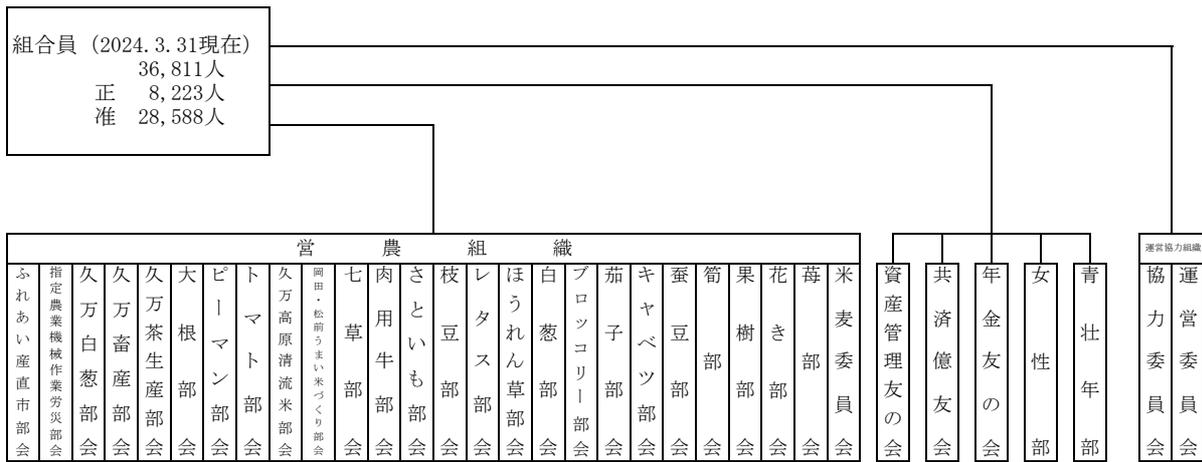
2024年7月24日

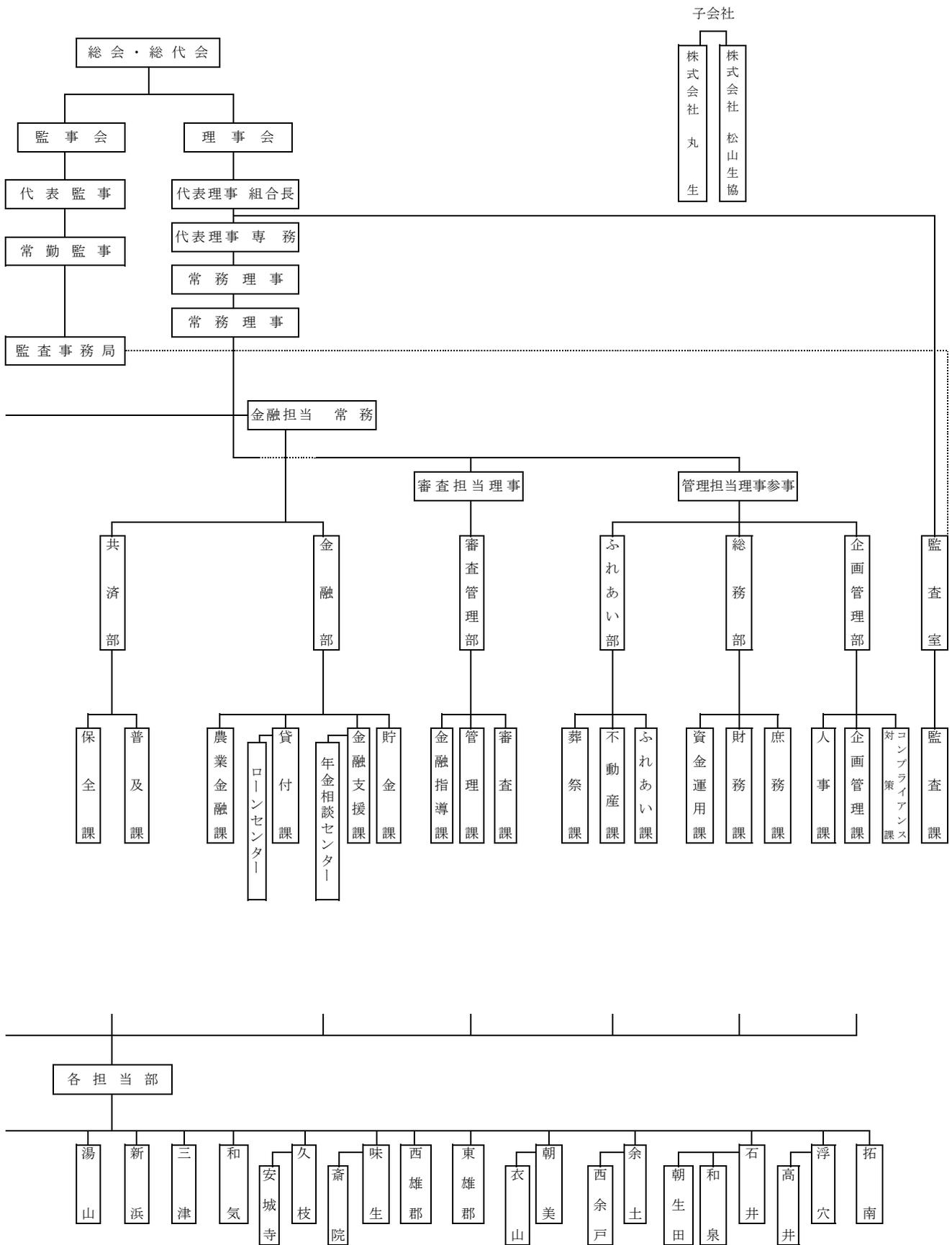
松山市農業協同組合

代表理事組合長 阿部 和孝

【JA松山市の概要】

1. 機構図





## 2. 役員構成（役員一覧）

（2024年7月1日現在）

役員	氏名	役員	氏名
代表理事組合長	阿部 和孝	理事	伊賀上恒英
代表理事専務	岡田 明夫	〃	常盤 勝利
常務理事（金融）	安永 晃生	〃	酒井 源雄
常務理事（経済）	白石 敏夫	〃	鈴木 順治
理事	二神信次郎	〃	菅 重雄
〃	清水 潔	〃	長曾我部博
〃	本田 光幸	〃	山田 道也
〃	白石 幸雄	〃	乗松 和久
〃	本田 和良	〃	西岡 洋司
〃	井上 芳	〃	正岡 博美
〃	藤井 博之	〃	奥岡日登美
〃	岡田 伸一	〃	三好 周明
〃	宮本 民夫	〃	白方 伸定
〃	池水 武光	代表監事	武井 政和
〃	篠原 計	監事	友澤 光則
〃	本田 順宣	〃	森 茂喜
〃	小池 真悟	〃	岡本 明
〃	仙波 正幸	〃	中島由美子
〃	桑原 健治	〃	稲田 稔久
〃	山下 廣昭	〃	石丸 徹
〃	久津那良一	常勤監事	小越 慎介

## 3. 会計監査人の名称

みのり監査法人（2024年6月現在）

所在地 東京都港区芝 5-29-11 G-BASE 田町

#### 4. 組合員数

(単位：人、団体)

区 分	2022年度	2023年度	増 減
正組合員	8,521	8,223	△298
個 人	8,494	8,192	△302
法 人	27	31	4
准組合員	28,954	28,588	△366
個 人	28,954	28,588	△366
法 人	—	—	—
合 計	37,475	36,811	△664

## 5. 組合員組織の状況

(単位：人)

組 織 名	構 成 員 数
青 壯 年 部	253
女 性 部	449
年 金 友 の 会	19,259
共 済 億 友 会	607
資 産 管 理 友 の 会	135
米 麦 委 員 会	715
苺 部 会	25
花 き 部 会	60
果 樹 部 会	112
筍 部 会	116
蚕 豆 部 会	177
キ ャ ベ ツ 部 会	10
茄 子 部 会	38
ブ ロ ッ コ リ 一 部 会	47
白 葱 部 会	72
ほ う れ ん 草 部 会	6
レ タ ス 部 会	38
枝 豆 部 会	37
さ と い も 部 会	22
肉 用 牛 部 会	5
七 草 部 会	2
岡 田 ・ 松 前 う ま い 米 づ く り 部 会	132
久 万 高 原 清 流 米 部 会	450
ト マ ト 部 会	82
ピ ー マ ン 部 会	105
大 根 部 会	2
久 万 茶 生 産 部 会	40
久 万 畜 産 部 会	5
久 万 白 葱 部 会	7
指 定 農 業 機 械 作 業 労 災 部 会	49
ふ れ あ い 産 直 市 部 会	180

当 J A の 組 合 員 組 織 を 記 載 し て い ま す。

## 6. 特定信用事業代理業者の状況

該当する代理業者はありません。

## 7. 地区一覧

松山市	全域
伊予郡	松前町
東温市	全域
上浮穴郡	久万高原町

## 8. 沿革・あゆみ

年月日	項目	行 事
昭和39年 9月 1日		松山市農協設立（市内13農協）
40年 5月 4日		湯山農協と合併
41年 2月 1日		久米農協と合併
45年12月 5日		貯金100億円突破
47年10月 2日		「株式会社松山生協」設立
49年10月 5日		「株式会社丸生」設立
54年11月17日		共済保有1,000億円達成
55年10月 8日		農協ビル完成
56年 3月23日		全店に「オンライン開通」
59年 8月13日		全銀内国為替加盟
62年10月24日		業務区域が松山市一円となる
63年 1月14日		組合員が一人を突破
平成 2年 5月31日		共済保有3,000億円達成
2年11月21日		貯金残高が1,000億円突破
3年10月 1日		泊農協と合併
4年 2月 1日		小野農協と合併
9年12月 1日		北伊予農協と合併
10年 4月 1日		松前町農協と合併
11年 1月18日		郵貯ATMとオンライン提携スタート
11年 2月 1日		川内町川上農協・久万農協と合併
11年12月 6日		愛媛銀行ATMとオンライン提携スタート
12年 2月21日		愛媛県信連とオンライン提携スタート
12年12月15日		貯金残高が2,000億円突破
13年 9月 3日		特定組合の承認を得て、健全経営を図る。
16年 5月 6日		信用事業システム県下統一システムへの移行
17年 3月16日		松山市農協設立40周年記念式典
17年10月 1日		松山市堀江農協と合併
18年 5月 8日		全国農協信用オンラインシステムへの移行
20年 2月29日		ATMコーナーに『こども110番』設置
21年 1月13日		経済システムを県統一システムに統合
23年 5月 6日		信用システムを新JASTEMへ移行

年月日	項目	行 事
24年 3月 9日		J A全中より『2011年度特別優良組合表彰』を受賞
24年12月 3日		貯金残高が3,000億円突破
25年 2月 1日		「営農センター」を開設
26年11月 7日		松山市農協設立50周年記念式典
28年 2月13日		支所・出張所再編日（河中・面河・美川・高浜）
30年12月14日		貯金残高が4,000億円突破
令和 3年12月25日		店舗再編（明神・父二峰・畑野川・直瀬・柳谷・鷺ヶ巣）
4年 3月26日		店舗再編（河中）

## 9. 店舗等のご案内

店 舗 名	所 在 地	電 話 番 号	ATM 台数	ATM 営業時間
本 所	松山市三番町八丁目 325-1	(089)946-1611	—	—
(旧松山生協本店 マーケット)	松山市三番町八丁目 325-1	(089)946-1611	1台	平日) 8:45~18:00 土曜) 8:45~17:00 日・祝日) 9:00~17:00
営 農 セ ン タ ー	松山市生石町 548	(089)968-1211	—	—
拓 南 支 所	松山市小坂四丁目 14-24	(089)933-4420	1台	平日) 8:45~18:00 土曜) 8:45~17:00 日・祝日) —
浮 穴 支 所	松山市森松町 530-3	(089)957-8100	1台	平日) 8:45~18:00 土曜) 8:45~17:00 日・祝日) —
石 井 支 所	松山市北土居五丁目 16-30	(089)956-0308	1台	平日) 8:45~18:00 土曜) 8:45~17:00 日・祝日) 9:00~17:00
余 土 支 所	松山市余戸東四丁目 3-5	(089)972-0310	1台	平日) 8:45~18:00 土曜) 8:45~17:00 日・祝日) 9:00~17:00
朝 美 支 所	松山市朝美一丁目 8-26	(089)925-6453	1台	平日) 8:45~18:00 土曜) 8:45~17:00 日・祝日) —
東 雄 郡 支 所	松山市竹原町 56	(089)941-9011	1台	平日) 8:45~18:00 土曜) 8:45~17:00 日・祝日) —
西 雄 郡 支 所	松山市土居田町 604	(089)971-3577	1台	平日) 8:45~18:00 土曜) 8:45~17:00 日・祝日) —
味 生 支 所	松山市北斎院町 732	(089)953-1411	1台	平日) 8:45~18:00 土曜) 8:45~17:00 日・祝日) —

店 舗 名	所 在 地	電 話 番 号	ATM 台数	ATM 営 業 時 間
久 枝 支 所	松山市西長戸町 915	(089) 924-6234	1 台	平日) 8:45~18:00 土曜) 8:45~17:00 日・祝日) 9:00~17:00
和 気 支 所	松山市太山寺町 1107-3	(089) 979-5611	1 台	平日) 8:45~18:00 土曜) 8:45~17:00 日・祝日) ——
三 津 支 所	松山市会津町 6-6	(089) 951-0274	1 台	平日) 8:45~18:00 土曜) 8:45~17:00 日・祝日) ——
(松山生協三津店)	松山市古三津町二丁目 18-27	(089) 951-0274	1 台	平日) 8:45~18:00 土曜) 8:45~17:00 日・祝日) 9:00~17:00
新 浜 支 所	松山市新浜町 13-1	(089) 952-8030	——	——
湯 山 支 所	松山市溝辺町甲 385	(089) 977-0311	1 台	平日) 8:45~18:00 土曜) 8:45~17:00 日・祝日) 9:00~17:00
久 米 支 所	松山市南久米町 264-2	(089) 975-0431	1 台	平日) 8:45~18:00 土曜) 8:45~17:00 日・祝日) 9:00~17:00
椿 支 所	松山市古川西一丁目 4-6	(089) 956-0715	1 台	平日) 8:45~18:00 土曜) 8:45~17:00 日・祝日) ——
興 居 島 支 所	松山市泊町 894-5	(089) 961-2211	——	——
小 野 支 所	松山市平井町 1402	(089) 975-0124	1 台	平日) 8:45~18:00 土曜) 8:45~17:00 日・祝日) ——
高 井 出 張 所	松山市南高井町 1326-3	(089) 975-7146	——	——
朝 生 田 出 張 所	松山市朝生田町三丁目 2-5	(089) 941-0555	——	——
和 泉 出 張 所	松山市和泉北三丁目 22-20	(089) 921-7798	1 台	平日) 8:45~18:00 土曜) 8:45~17:00 日・祝日) 9:00~17:00
西 余 戸 出 張 所	松山市余戸中四丁目 16-16	(089) 974-1951	1 台	平日) 8:45~18:00 土曜) 8:45~17:00 日・祝日) ——
衣 山 出 張 所	松山市衣山一丁目 2-20	(089) 924-6500	1 台	平日) 8:45~18:00 土曜) 8:45~17:00 日・祝日) ——
斎 院 出 張 所	松山市南斎院町 1122-3	(089) 973-6110	1 台	平日) 8:45~18:00 土曜) 8:45~17:00 日・祝日) 9:00~17:00
安 城 寺 出 張 所	松山市安城寺町 1047	(089) 978-2864	1 台	平日) 8:45~18:00 土曜) 8:45~17:00 日・祝日) 9:00~17:00

店 舗 名	所 在 地	電 話 番 号	ATM 台数	ATM 営業時間
南 部 出 張 所	松山市久米窪田町 163	(089)975-0401	—	—
福 音 寺 出 張 所	松山市福音寺町 44-3	(089)976-2727	—	—
鷹 子 出 張 所	松山市鷹子町 510-1	(089)976-8148	—	—
古 川 出 張 所	松山市古川南一丁目 14-30	(089)957-9542	1 台	平日) 8:45~18:00 土曜) 8:45~17:00 日・祝日) 9:00~17:00
梅 本 出 張 所	松山市北梅本町 835	(089)975-0781	1 台	平日) 8:45~18:00 土曜) 8:45~17:00 日・祝日) —
北 伊 予 支 所 (松山生協北伊予店)	伊予郡松前町神崎 45-2	(089)984-2171	—	—
	伊予郡松前町出作 1-1	(089)984-2171	1 台	平日) 8:45~18:00 土曜) 8:45~17:00 日・祝日) 9:00~17:00
永 田 出 張 所	伊予郡松前町永田 80-2	(089)985-0856	1 台	平日) 8:45~18:00 土曜) 8:45~17:00 日・祝日) —
岡 田 支 所	伊予郡松前町昌農内 45	(089)984-2101	1 台	平日) 8:45~18:00 土曜) 8:45~17:00 日・祝日) 9:00~17:00
松 前 支 所	伊予郡松前町 北黒田堅田 573-1	(089)984-1024	1 台	平日) 8:45~18:00 土曜) 8:45~17:00 日・祝日) —
川 上 支 所	東温市北方 2883-1	(089)966-5000	1 台	平日) 8:45~18:00 土曜) 8:45~17:00 日・祝日) —
明 神 店 舗	上浮穴郡久万高原町 西明神 341-1	(0892)21-1125	1 台	平日) 8:45~18:00 土曜) 8:45~17:00 日・祝日) 9:00~17:00
久 万 支 所	上浮穴郡久万高原町 久万 1416	(0892)21-1245	—	—
(松山生協久万店)	上浮穴郡久万高原町 久万 1281-1	(0892)21-1245	1 台	平日) 8:45~18:00 土曜) 8:45~17:00 日・祝日) 9:00~17:00
直 瀬 店 舗	上浮穴郡久万高原町 直瀬甲 2884-1	(0892)31-0321	1 台	平日) 8:45~17:00 土曜) 8:45~12:00 日・祝日) —
御 三 戸 支 所	上浮穴郡久万高原町 中黒岩 2158	(0892)56-0311	—	—
久 万 経 済 セ ン タ ー	上浮穴郡久万高原町 菅生 2 番耕地 1406-1	(0892)21-1100 (0892)21-3366	1 台	平日) 8:45~18:00 土曜) 8:45~17:00 日・祝日) 9:00~17:00

店 舗 名	所 在 地	電 話 番 号	ATM 台数	ATM 営業時間
堀 江 支 所	松山市堀江町甲 1388-1	(089)979-1115	1 台	平日) 8:45~18:00 土曜) 8:45~17:00 日・祝日) 9:00~17:00

### 現金自動設備設置一覧表

店 舗 名	所 在 地	電 話 番 号	ATM 台数	ATM 営業時間
新浜経済センター 共同出張所	松山市新浜町 1-11	えひめ中央 本店営業部 貯金課 (089)943-2124	1 台	平日) 8:45~19:00 土曜) 9:00~17:00 日・祝日) ——
中川原出張所	伊予郡松前町 中川原新開 110-3	北伊予支所 (089)984-2171	1 台	平日) 8:45~18:00 土曜) 8:45~17:00 日・祝日) ——
ハ゜ルティ・フジゝ衣山 SC 共同出張所	松山市衣山一丁目 188	J A 松 山 市 ・ 愛媛銀行監視センター  (089)933-1111	1 台	平日) 8:45~21:00 土曜) 8:45~21:00 日曜) 9:00~21:00 祝日) 9:00~21:00
鷺ヶ巣 ATM コーナー	松山市由良町 282	興居島支所 (089)961-2211	1 台	平日) 8:45~17:00 土曜) 8:45~12:00 日・祝日) ——
父二峰 ATM コーナー	上浮穴郡久万高原町 露峰甲 415-7	本所 (089)946-1611	1 台	平日) 8:45~17:00 土曜) 8:45~17:00 日・祝日) ——
柳谷 ATM コーナー	上浮穴郡久万高原町 柳井川 950 (久万高原町役場柳谷支所)	本所 (089)946-1611	1 台	平日) 8:45~17:00 土曜) —— 日・祝日) ——

**【MEMO】**

## 法定開示項目掲載ページ一覧

経営管理体制	3
事業の概況	4～5
地域貢献情報	6～7
リスク管理の状況	8～14
自己資本の状況	15
主な事業の内容	16～23

### 経営資料

貸借対照表	24～25
損益計算書	26～28
注記表	29～58
剰余金処分計算書	59
最近の5事業年度の主要な経営指標	63
利益総括表	63
資金運用収支の内訳	64
受取・支払利息の増減額	64
貯金に関する指標	
科目別貯金平均残高	65
定期貯金残高	65
貸出金等に関する指標	
科目別貸出金平均残高	65
貸出金の金利条件別内訳残高	65
貸出金の担保別内訳残高	66
債務保証見返額の担保別内訳残高	66
貸出金の用途別内訳残高	66
貸出金の業種別残高	66
主要な農業関係の貸出金残高	67
農協法に基づく開示債権の状況及び 金融再生法開示債権区分に基づく 債権の保全状況	68
元本補てん契約のある信託に係る 農協法に基づく開示債権の状況	71
貸倒引当金の期末残高 及び期中の増減額	71
貸出金償却の額	71
内国為替取扱実績	71
有価証券に関する指標	
種類別有価証券平均残高	71
商品有価証券種類別平均残高	72
有価証券残存期間別残高	72
有価証券等の時価情報等	
有価証券の時価情報	72
金銭の信託の時価情報	73
デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、 有価証券関連店頭デリバティブ取引	73
経営諸指標	
利益率	79
貯貸率・貯証率	79

自己資本の充実の状況	
自己資本の構成に関する事項	80～81
自己資本の充実度に関する事項	82～84
信用リスクに関する事項	85～88
信用リスク削減手法に関する事項	89～90
派生商品取引及び長期決済期間取引の 取引相手のリスクに関する事項	90
証券化エクスポージャーに関する事項	90
出資その他これに類する エクスポージャーに関する事項	91
リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項	92
金利リスクに関する事項	92～94

### 連結情報

グループの概況	
グループの事業系統図	96
子会社等の状況	96
連結事業概況	97
最近5年間の連結事業年度の 主要な経営指標	97
連結貸借対照表	98～99
連結損益計算書	100～101
連結注記表	102～129
連結剰余金計算書	131
農協法に基づく開示債権	131
連結事業年度の 事業別経常収益等	132
連結自己資本の充実の状況	
自己資本の構成に関する事項	134～135
自己資本の充実度に関する事項	136～138
信用リスクに関する事項	139～142
信用リスク削減手法に関する事項	142～143
派生商品取引及び長期決済期間取引の 取引相手のリスクに関する事項	143
証券化エクスポージャーに関する事項	143
オペレーショナル・リスクに関する事項	144
出資その他これに類する エクスポージャーに関する事項	144
リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項	144
金利リスクに関する事項	145
「JAの概要	
機構図	148～149
役員構成（役員一覧）	150
特定信用事業代理業者の状況	153
店舗等のご案内	154～157

松山市農業協同組合

松山市三番町八丁目 325 番 1

TEL (089) 946-1611(代)

FAX (089) 946-0012